

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

決算特別委員会会議録 (3)			
日 時	令和4年10月 4日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時55分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	濱本委員長、小貫副委員長、松田・面野・高橋(克幸)・須貝・中村(誠吾)・高野・山田各委員		
説明員	総務・財政・産業港湾・港湾担当・教育各部長、消防長、監査委員事務局長 ほか関係理事者 (会計管理者、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長欠席)		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、高野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が松田委員に、高橋龍委員が面野委員に、丸山委員が高野委員に、秋元委員が高橋克幸委員に、高木委員が須貝委員に、中村吉宏委員が山田委員に、佐々木委員が中村誠吾委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

共産党。

○高野委員

◎学校の耐震化とトイレの洋式化について

まず、学校の耐震化、トイレの洋式化について伺いたいと思います。

築30年以上の施設が学校施設、床面積とともに約8割となっており老朽化が進んでいます。令和元年には耐震化やトイレの改修について議会でも質問してまいりました。その確認も含めて改めて質問したいと思います。

まず、令和3年度に行われた学校施設の耐震事業についてお知らせください。

○（教育）施設管理課長

塩谷小学校でございます。

○高野委員

それでは、トイレの洋式化の改修事業についてはどうでしょうか。

○（教育）施設管理課長

塩谷小学校を耐震補強工事に併せて実施したほか、銭函小学校をトイレ改修事業として実施したものでございます。

○高野委員

令和3年度はトイレの洋式化については2校ということでありました。

それでは、令和3年度までの小・中学校の数をお知らせください。

○（教育）施設管理課長

小学校が17校、中学校12校の合計29校でございます。

○高野委員

今、合計で29校ということでした。

そのうち未耐震となっている学校は何校ありますか。

○（教育）施設管理課長

今年度、忍路中央小学校、忍路中学校の耐震工事を実施してございますので、未耐震の学校につきましては、桂岡小学校1校となります。

○高野委員

1校ということでした。少しずつ進められてきているのかと思いますけれども、3年前に議会で質問したときには、小樽市は小・中学校の耐震化率、全国と全道と比べても低い状況があつて、耐震診断もしていない学校もありましたけれども、耐震診断が終わっていない学校はあるのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

令和元年度に耐震診断は実施済みになりますので、今の学校につきましては未実施のところはございません。

○高野委員

ないということでした。

学校施設に対する耐震化診断を行った後、実際に工事を実施するまでのスケジュールについてお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

耐震診断実施後になりますが、その後、実施設計を行った上、耐震工事ということになります。

○高野委員

先ほどトイレの洋式化を伺ったら令和3年度が2校ということだったのですけれども、トイレの改修が終わっていない小・中学校は何校ありますか。

○(教育)施設管理課長

各学校の校舎トイレにつきましては、現時点で洋式便器は設置されてはございますが、全ての便器を洋式化する事業を進めてございまして、令和4年4月1日現在で洋式化が済んでいない学校数は12校となっております。

○高野委員

確認なのですがすけれども、和式の便器から全て洋式に変わるということによろしいのでしょうか。

○(教育)施設管理課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○高野委員

便器が変わるということだったのですけれども、トイレの改修といっても、床も含めてなのかというところとか、そこら辺の改修内容について具体的にお知らせください。

○(教育)施設管理課長

昨年度の改修内容といたしましては、便器の洋式化とともに臭気対策も含めまして、内装、壁と床、天井の内装ですとか、ブースの大きさを少し広くするとかいう建具の部分と、臭い対策等もありまして、配管の交換といった改修を行ってございます。

○高野委員

臭いについてもやはり何とかしてほしいという声もあったので、進めていってほしいと思うのですがすけれども、そもそもトイレの改修、洋式化を今進めていくという理由についてお聞かせください。

○(教育)施設管理課長

和式便器になじみがなくて、トイレの使用に対する不安や戸惑いといった声ですとか、配管などからの臭気対策として、早期に改修などをしていただきたいというような子供たちや保護者をはじめ、学校からも強い要望がございまして、子供たちの健康に影響などを及ぼすことのないよう、改善を図る必要があるというふうに考えてございます。

○高野委員

そうだと思います。多くの御家庭では洋式となっておりますので、子供には戸惑う方もやはり少なからずいるのではないかというふうにも思っていますし、やはり学校は災害の避難所としても使われたりしますので、そういった点からでも進めていくことは大事かということもあります。

あとはやはり、和式便器の周りからは大腸菌が検出されるということもあったりもして、それを靴で運んでいくと、そういう衛生の面でもやはり感染リスクが残るという点からでも、やはり洋式化を進めるというのが急がれるのではないかと思うのです。今お話あったように、進めなければいけない、強く要望があると言いながら、なかなか進んでいないのではないかと思うのですがすけれども、進まない理由はどういう理由なのか説明願います。

○（教育）施設管理課長

先ほど御説明した改修内容にもなるのですけれども、便器の洋式化とともに壁、床、天井といった内装ですとか、建具、配管の交換ということを実施してございますので、大がかりな工事で事業費もかさむこととなります。

また児童・生徒や、学校運営に影響がないように、夏季休業といった長期休業期間での施工が必要となることから、実施する学校が少し限られてしまうということでございます。

○高野委員

長期休業に合わせてということもありましたけれども、やはりそれなりに暇、お金もかかるということがあるのかと思います。

文部科学省の令和2年9月現在の調査でも、公立小・中学校の便器が洋式に変わっている率も、まだまだ進んでいない状況もあることから、全国的に進んでいない状況があるのかと思いますけれども、それに対しては国もしっかり事業費の支援を金額を上げるべきだと思うのですけれども、やはりトイレの洋式化は学校から強い要望もあるので、取り組まなければいけないと思うのです。平成29年度から毎年1校はトイレの改修事業を実施していますけれども、今、令和元年度には工事を3校して、今回は3年度に2校というふうにしていますけれども、今後どのようなペースで進められる予定なのかお知らせください。

○（教育）施設管理課長

令和2年度に策定しました、小樽市学校施設長寿命化計画においては、トイレ洋式化について12年度までの10年計画の中において、全ての学校トイレの洋式化を行うこととしてございます。洋式化への強い要望が多いことから、予算議論はこれからですが、教育委員会として前倒しをして早期実現を検討しているところでございます。

○高野委員

今、令和3年2月に小樽市学校施設長寿命化計画に、こういった施策に基づいてこれからやられていくのかと思いますけれども、先ほど洋式化が進んでいない学校が12校あって、今のお話だと12年度までやっていく計画だということだったので、そういうふうにすると毎年例えば1校ずつやっていくとなったら、なかなか12年度までにたどり着かないのではないかという心配があるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○（教育）施設管理課長

繰り返しにはなりますが、子供たちや保護者をはじめ、学校などから洋式化への要望が強いことから、洋式化については重要というふうに認識してございます。予算議論はこれからですが、教育委員会といたしましては、早期実現できるように検討しているところでございます。

○高野委員

ぜひトイレの改修によっては、トイレに行くのを我慢するのが減ったというような調査もやはり効果例でも出ているところもありますから、やはり学校は子供たちが多くの時間を過ごす場でもありますので、ぜひそういった面からも、洋式化についても早急に対策が取れるように、引き続き取り組んでいくことを強くお願いして、次の質問に移りたいと思います。

◎学校開放事業について

学校開放事業についてなのですが、学校開放事業というのはどういったものなのかお知らせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

学校開放事業につきましては、文化活動やスポーツ活動を行う団体に対し、学校教育活動に支障のない範囲で学校施設を開放する、貸出しをするものでございまして、文化活動といたしましては、主に音楽室であったり視聴覚室、スポーツ活動といたしましては、主に屋内運動場やグラウンド、こういったものを開放しているところでございます。

なお、スポーツ活動開放につきましては、ほかにも高島小学校温水プールの一般開放であったり、夏季休業期間

中に非温水の上屋つき学校プールがございますが、これを開放する事業も含まれているところでございます。

○高野委員

それでは、令和元年度から3年度の学校開放事業費についてお知らせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

スポーツ活動開放に関する学校活動事業費ということでお答えいたしますけれども、令和元年度につきましては1,987万3,000円、2年度につきましては1,838万4,000円、3年度につきましては1,551万9,000円となっております。

○高野委員

今、令和元年度から3年度の事業費についてお知らせいただいたのですけれども、その事業費の内訳についてもお知らせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

大変申し訳ありませんが金額まではお示しできないのですが、内訳を申し上げますと、学校の屋内運動場を開放するための事業費につきましては、掃除用具やキーボックス、消毒液などの消耗品費。あるいは各団体に文書等を送る封筒などの印刷製本費。修繕費。あるいは切手などの通信運搬費などが含まれているというところでございます。

高島小学校温水プールを開放するための事業費につきましては、会計年度任用職員の報酬であったり、試薬や塩素、トイレトペーパーなどの消耗品費であったり、回数券、領収書などを印刷するための印刷製本費。電話使用料などの通信運搬費。水質検査の手数料。あとこれが一番大きいところでございますが、受付清掃警備業務の委託料。AEDリースの使用賃借料などもございます。上屋つき学校プールの開放する事業につきましては、管理点検運営事務の委託料が含まれているところでございます。学校開放事業費の8割から9割ぐらいを高島小学校温水プールの委託料等で占めているといった現状でございます。

○高野委員

多くがプールにかかる委託料だということが分かりました。それでは、運動用具ほか運営経費約118万円というふうについているのですけれども、それはどんなものに使われているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

運動用具ほか運営経費については、繰り返しにはなりますけれども、例えばバドミントンのネットであったりとか、そういったものの消耗品費などが含まれているというふうには認識をしております。

○高野委員

先ほど令和元年度約1,987万円。令和3年度でも金額をお聞かせいただいたのですけれども、3か年でも400万円以上金額に差があるのですけれども、その理由についてお聞かせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

令和3年度につきましては、上屋つき学校プールが非開設となったものですから、委託料がそのまま未執行のまま残ってしまったというのがまず1点と、高島小学校温水プールにつきましては、令和3年度中にろ過器の故障、あるいは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館等があったところでございます。

高島小学校温水プールの委託料につきましては、単価契約でございますので、委託料の減額が主な理由であるというふうに考えてございます。

○高野委員

それでは、平成30年度から令和3年度までの学校開放実施校、そして開放回数、利用延べ人数についてそれぞれお知らせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

小・中学校の学校開放ということでお答えをさせていただきます。平成30年度につきましては、開放校が20校で、開放回数については2,369回。利用延べ人数については3万9,819名となっております。令和元年度につきましては、開放校については20校、開放回数については2,358回、利用延べ人数については3万9,584名となっております。2年度につきましては、開放校が24校、開放回数が1,056回、利用延べ人数については1万4,700名となっております。3年度は開放校が26校、開放回数が1,572回、利用延べ人数については1万9,881名となっております。

○高野委員

今、聞きましたら、平成30年の開放校は20校で、令和元年度も20校、その前の平成19年度のものを見ても20校だったのですけれども、2年度から3年度は開放校が増えている状況があります。増えた理由についてお知らせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

利用団体から、特に中心部の開放校を増やしてほしいというような要請があったものでございまして、かつ私どもとしましても、市内の団体の活動の場の確保という観点から開放校の拡大ということについて検討してきていたところでございます。特に部活動のある中学校については、これまで開放をされていなかったというような現状がございまして、平成30年度頃から中学校長会とも協議しながら、段階的に開放校を増やしてきた、こういった経緯がございまして、

○高野委員

働きかけてきて、それが開放校が増えてきたという要因になったのかというふうに、今お話聞いて思っています。それでは、学校開放の利用者の対象者は、どういった方が対象になるのか説明願います。

○（教育）生涯スポーツ課長

市内に在住・在勤、あるいは在学される方で構成される10名以上の団体となっております。

○高野委員

それでは、学校開放の使用料、開放日、時間帯はどうなっていますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

電灯料につきましては、小体育室も含めると100円から500円、暖房料についても同じように小体育室を含めると500円から1,100円というふうになってございます。

開放日につきましては、平日の夜間でございまして、まず午後6時半から午後9時、土曜日の午後については午後1時から午後5時、夜間については午後5時から午後9時、日曜日の午前については、午前9時から午後1時。午後については午後1時から午後5時、夜間については午後5時から午後9時となっております。

○高野委員

今お話を聞きましたら、かなり学校によって暖房代とか電灯料、そういったものがばらつきがあるなというふうに感じるのですけれども、なぜそのように料金が変わってくるのか、その辺どうでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

電灯料と暖房料につきましては、実費負担をいただいているということでございまして、原則としてそれぞれの設備の1時間当たりの電力量であったりとか消費量、こういったものを参考にしながら算出をしているところでございます。

前回料金改定の際に、学校によってやはり料金のばらつきが生じるというのは公平性を欠くのではないかと、こういう御意見もございましたので上限額を設けたり、あるいはばらつきをならしたりというようなことを行った結果、現在のように多少は価格差というか、料金差が出ているというような状況でございます。

○高野委員

公平性の部分でいろいろ検討したけれども、今の状況になっているというお話でした。やはり数百円と言いながらも、大きい金額になっていくのではないかと考えています。

教育委員会としては、金額がこのように学校によって数百円というふうに違ってくることについては、どのような見解をお持ちなのか、その辺いかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

やはり実費負担をいただいているという観点から、やむを得ないという部分もございますが、先ほどの繰り返しになりますけれども、ばらつきが生じるというのは公平性を欠くというような御意見もございますものですから、次回料金改定の際には参考にしてまいりたいというふうに考えてございます。

○高野委員

それでは、学校開放を利用している小学校・中学校の種目についてお知らせください。

○（教育）生涯スポーツ課長

バスケットボール、バレーボール、バドミントン、テニス、卓球、剣道、空手、フットサル、トレーニングなどがございます。

○高野委員

先ほど、学校開放がほとんどの学校で、今されているということなのですが、増えたということで、新たに増えた種目は、今御紹介いただいたほかに何かあるのか、その辺どうでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほど御例示でお示しをいたしました種目につきましては、一般的な学校施設を考慮した上で種目をある程度網羅したものでございます。施設や備品の状況を踏まえて、各学校にそれぞれ開放種目に関する意向調査をして、行っているというところがございますので、開放校が増えたからといって、種目が増えるというふうには一概には申し上げられないというところがございます。

ただ、例示していない種目については、トレーニングとか、そういったところに含まれているというふうに御理解いただければと存じます。

○高野委員

私自身、今お話を聞きましたところ、やはり学校開放する学校が増えて本当によかったなと思っていますし、今は新型コロナウイルス感染症の影響ですとか、子供の肥満や運動不足も深刻化している状況もあるので、こうした学校開放を利用するスポーツの活動というのは本当に大きな役割を果たしているのではないかと考えています。そういったことから、学校開放事業を行う際は、利用する方が負担とならないように、ぜひ考えていくというお話もありましたけれども、ぜひそういったことも求めて、質問を終わりたいと思います。

○小貫委員

◎小樽港港湾計画について

小樽港港湾計画に関連して、まずお伺いをいたします。

令和3年、2021年の港湾計画改訂に関わる業務の内容について、まずお知らせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

港湾計画改訂に伴う業務が二つございまして、一つが航行安全検討業務でございます。こちらは大型クルーズ船の入港に伴う安全性を検討するために行ったものでございます。

もう一つが、港湾計画検討業務でございまして、こちらは港湾計画改訂に伴い資料の作成を行ったものでございます。

○小貫委員

それで港湾計画改訂という流れの中で、小樽港の特徴だとか、他港との関係などというのは整理してきたと思うのですけれども、道内のほかの港と比べて、その結果、やはり小樽港の優位性がどんなこととして上げられるのか、逆に劣っていると思われるようなことはどこなのか、説明をしてください。

○（産業港湾）港湾室主幹

他港と比較しまして、小樽港の優位性のところがございますけれども、まず三方が山に囲まれておりまして、比較的静穏度が高いという点。それと交通アクセスが非常に優れているという点。それと小樽港は日本海側に面してございますので、対岸貿易としては地理的な優位性があるというふうな点が上げられると考えております。

また逆に、優位性が欠けているという面では、入り口が小樽港の場合はやはり少し狭隘だという点。それと日本の主要都市が、太平洋側に集中しているということで内貿での地理的優位性というのは少し欠けているのかという点でございます。

○小貫委員

そうですね、天然の良港としてやはりあるけれども、入り口の問題、太平洋側にいろいろな都市があるということで貨物がなかなか伸びていかないという現状があると思うのです。

先ほど優位性の中で、静穏度が高いのだという話がありましたけれども、実際に小樽港の静穏度を測っている数値があるのだったら、今示せたら示していただきたいのですが。

○（産業港湾）港湾室主幹

静穏度の数字ですけれども、今回改訂するに当たって現状のシミュレーションを行ってございます。今、数字を持ち合わせていませんけれども、国の基準の97.5%をクリアしている場所と、されていない場所がございます。そういう面からしても、今回、港湾計画では防波堤の整備というのも位置づけているようなところでございます。

○小貫委員

クリアしていない場所もあるのだという話でしたけれども、このクリアしていない場所というのは具体的にどこかの岸壁とかは示せますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

港口に近い場所になります。勝納ふ頭ですとか、中央ふ頭ですとか、その辺が部分的に数値がクリアしていない部分がございます。

○小貫委員

それで、私は、問題はやはり物流の関係、今クルーズ船の関係もやっていますけれども、物流をどう伸ばしていくのかということが重要であると思っております。物流面でのやはり小樽港の課題。これについてどのように捉えているかお願いいたします。

○（産業港湾）港湾室主幹

物流面の課題ですけれども、先ほどお話ししましたように、やはり日本の主要都市が太平洋側にあるということで、小樽港については、小樽港長期構想でも小樽港港湾計画でも位置づけていますけれども、フェリーのほか対岸貿易。例えばロシアですとか、中国ですとか、東アジアですかね、そういった対岸貿易。あとは穀物。これは小樽港の特徴でもございます。こういった面を今後どうやって、いかに増やしていくかということが課題になっているのかというふうに考えてございます。

○小貫委員

ただ、対岸貿易のロシアも中国もなかなか安定しないところがあるので、読みづらいという部分があると思うのですけれども、港湾計画の中で小樽港としては新たにこの貨物が主要だと。そういうふうにターゲットを定めている貨物というのはあるのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

御質問の新たな貨物ということでございますが、今、道産の小麦の移出というのがこれまで小規模では行っていましたけれども、今、国では増産努力目標を掲げてございまして、道産小麦の増産が見込まれます。こういったことから、小樽港を利用して本州に移出するというのを見込んでいるところでございます。

そのほか、新たなというわけではございませんけれども、ロシアへの中古自動車の輸出増を見込んでいたり、あとは先ほど申しました対岸貿易での取扱いをしているコンテナ貨物、こういった貨物の増加も見込んでいるところでございます。

○小貫委員

既に小規模で扱っている小麦の移出の話がありましたけれども、やはり完全に新たな貨物というわけではないということで、例えば新規だとか、もしくは過去に取り扱った実績があった貨物、こういったものをやはり誘致していくという考えは、この港湾計画ではないと捉えてよろしいですか。

○（産業港湾）港湾室主幹

今までの過去で、新規という位置づけであれば、新たに積んでいるものはないです。やはり既存の貨物の中でこういった増加が見込めるかというような形で推計をしたところでございます。

新たな貨物で見込んだのが、そんなに大量というわけではないのですが、他港で扱っている豆類、こういったものを小樽港で扱えるのではないかとということで見込んだ部分はございます。

○小貫委員

大した量ではないけれども豆類という話がありました。これはただ、移入なのか、輸入なのか分かりませんが、取り扱ったとして、それを加工なり何かするような企業は、今、市内には存在するのですか。

○（産業港湾）港湾室主幹

現在、小樽港の中で取り扱っているのですが、他港を経由して小樽港に入ってきているという状況になっていましたので、小樽港で直接取扱いをしていただきたいということでございます。

○小貫委員

それで、港湾計画に話を戻しますけれども、この内貿フェリーがやはり重要だと思うのですが、取扱い貨物の目標値を幾らに設定しているのか、航路別に現状との比較も含めて説明してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

フェリーの設定、貨物の設定ですけれども、航路が二つございます。まず、新潟航路につきましては、暦年ですけど令和3年の実績が約556万トンに対して、港湾計画の目標値は約706万トン。

舞鶴便については、令和3年の数値が約585万トンに対して、目標値が約680万トンと見込んでございます。

○小貫委員

その目標値を今、説明していただきましたけれども、舞鶴航路の伸びよりも新潟航路の伸びのほうが高く設定していると。こういう目標値なのですか。なぜそうなったのか、この目標値はどのように算出したのか併せてお答えください。

○（産業港湾）港湾室主幹

貨物の設定につきましては、まず企業ヒアリングを行いまして、そのほか実態調査の結果を把握した上で推計をしていったわけなのですけれども、算定の方法としては平成30年の実績、こちらに将来はモーダルシフトですとか、ドライバー不足によりまして、小樽港で扱っている長距離フェリーに利用が転換されるだろうということを想定しまして、平成30年の実績に利用転換分の貨物を合計します。その合計したものに、経済指標伸び率を乗じて設定をしたということで、新潟便と舞鶴便をそれぞれ出した結果でございます。

○小貫委員

その結果、なぜ新潟便のほうが伸びが高いのかというのはどういう理由なのか。

○（産業港湾）港湾室主幹

その分析というか、比較はしていませんけれども、極端にこれが2倍になっているとかではないものですから、それぞれの新潟便と舞鶴便の扱っているこれまでの数値ですとか、あとはモーダルシフト等で長距離フェリーに転換される分が実際、道内でどういうふうな何というのですかね、北陸が多いのか関西が多いのかという形でその結果が反映されたものではないかと考えております。

○小貫委員

それで、算出する際に恐らく背後圏も設定しているかと思うのですが、この背後圏というのはどのように設定していたのですか。

○（産業港湾）港湾室主幹

背後圏の設定につきましては、先ほどお話ししました実態調査によりまして、ほぼ全道全域から集まっているというような状況でございますので、特にどこかで線を引いて、範囲を決めたということではございません。

○小貫委員

ただ、全道全域で設定してしまうと、やはり日本海側だったら内貿はほとんど定期航路ないけれども、石狩湾新港もあるし、苫小牧港もあるという中で、やはりその背後圏域が他港とダブってしまって、目標値は正確に算出されない可能性があると思うのですが、この他港とのダブリというのはどうなのでしょう。

○（産業港湾）港湾室主幹

他港の港湾計画の数値については把握していませんけれども、小樽港につきましては先ほど申し上げたように、平成30年の実績をベースにしていますので、極端に今までの実績のないところから大量な貨物を見込んだとか、そういうような状況ではございません。

○小貫委員

それで、港湾計画をもとにこれから事業がいろいろ進められるわけですが、この事業を直轄事業、交付金事業、起債事業に分けて説明してください。

○（産業港湾）港湾室主幹

直轄事業で行うかどうかというのは、まだ確定したものではないので想定でお話させていただきますけれども、まず直轄で想定されるのが防波堤、耐震強化岸壁ですとか、あとは第2号ふ頭と港町ふ頭との間の新たな岸壁、こういうものが直轄事業になるのではないかと想定されます。

あと交付金事業につきましては、船だまりですとか、緑地、あとは道路整備、こういったものが考えられるというところがございます。

あと起債事業につきましては、先ほどお話ししました第2号ふ頭と港町ふ頭の間、新たに埋立てをして岸壁をつくるという計画ですが、その埋立ての部分については起債事業が該当するというふうに考えてございます。

○小貫委員

想定でということで、直轄のお話されましたけれども、やはり直轄になるかどうかというところで財政負担というのも相当異なってくるわけですが、国との協議というのは、直轄をほしいのだというところで、積極的に計画を組んでいく必要があると思うのです。今時点は、多分、防波堤がまず優先されているのかと思うのですが、この辺の今後の計画はどのようにやっていく予定なのか、今言える範囲でお願いします。

○（産業港湾）港湾室主幹

今後の予定でございますけれども、港湾計画に位置つけた事業というのが、港湾計画の目標年次までに必ずしもやらなければならないというものではないのです。どういった形で今後進めていくかといいますと、当然市の財政

状況もございますし、あとは利用者の状況、この辺でヒアリングを行いながら、本当に今何が必要なのかというのを検討しまして、進めていくことになると思いますので、今の状況では特に優先順位がついているものではございません。

○小貫委員

それで小樽港の場合、やはり何よりも古い港ですから、港湾施設の老朽化が激しいと思うのです。それで石狩湾新港とか苫小牧港と比べて、小樽港の老朽化具合はどうなのかというところは、何か比較できていたらお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

施設の老朽化につきましては、特に比較はしてございませんけれども、当然小樽港よりも石狩湾新港や苫小牧港のほうが建設年次が遅いので、小樽港のほうが老朽化が進んでいるというふうに考えているところでございます。

○小貫委員

老朽化が進んでいるということなので、やはり老朽化対策を急いでいく必要があると思うのですよね。結局この間も防波堤が破損しましたしね。そういうことで思わぬ出費が出てくるわけですから。

それで主な荷役機械の使用年数はどうなっているのか、お答えください。

○（産業港湾）港湾整備課長

小樽港におけます主な大型荷役機械の使用年数ですけれども、小樽倉庫事業協同組合で所有のニューマチックアンローダというのは3台ほどございます。古いものですと41年経過しているものがございます。あと3台のうち、1台につきましては平成元年に小樽市から買収している機械になりますので、現時点ではその経過年数について、その1台につきましては把握しておりませんが、既に33年経過しておりますので、それ以上経過した機械になっていると考えております。

そのほか船積用のシップローダにつきましては15年経過していることを確認しております。市で所有しておりますガントリークレーンにつきましては19年経過しているところでございます。

○小貫委員

最も古いニューマチックアンローダが41年経過しているということなのですが、そうなってくると41年たっていると例えばほかの港で使っている最新のものと比べて、能力的にどうなのだろうというところに疑問が湧くのですが、これはいかがなのでしょう。

○（産業港湾）港湾整備課長

他港におけますニューマチックアンローダにつきましては、各港におきましてその必要な能力を考慮した上で発注して製作されていると思いますけれども、各港におけますその能力につきましては現時点におきましては把握しておりません。

○小貫委員

港湾計画の関係は少し終わりにしていくのですが、ただ今回いろいろ質問するに当たって、少し小樽港統計年報なのですが、次の質問との関係なのですが、石狩湾新港でもう既に発表されているのです。ところが、まだ小樽港統計年報というのは出されていなくて、やはり、できればこの議会の決算特別委員会は毎年10月に行われますから、そのときに決算は出ているのだけれども、実際の貨物の数字が、確定値が出ていないということになると非常にやりづらいのです。できれば決算特別委員会に合わせる形で公表してほしいのですが、この点についていかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

小樽港統計年報についてですが、小樽港統計年報につきましては現在の形で作成させていただいて、しばらくたっているのですが、こちらほかの港の情報も網羅した形で作成させていただいております。そういった関係もござ

いまして、他港の数値等もいただくというような関係で、最終的な作成が遅れている部分もございます。

また、今お話ありました、なるべく早くというお話もありましたので、他港の港湾統計の作成状況も少し研究しながら、どういった形で早めに皆様に数値がお知らせできるのか研究していきたいということで考えております。

○小貫委員

ぜひ検討していただきたいなと思います。

◎貨物と港湾整備について

それで、次の項目です。課長の話ですけれども、令和3年決算年度の貨物の特徴なのですけれども、外貿と内貿を示していただきたいのですが、内貿についてはフェリー貨物と一般貨物に分けて、令和2年との比較で説明してください。

○（産業港湾）港湾振興課長

令和3年の貨物についてでございますが、外貿貨物につきましては令和3年は32万2,000トンということで取扱い貨物となっております。こちら令和2年と比較しますと、約6万トン減少しております。前年比でいきますと約84%となっております。

内貿貨物のフェリーにつきましては、貨物量といたしましては1,147万3,000トンです。前年比で考えますと38万2,000トン増加という形になっておりまして、前年比103%となっております。

内貿貨物の一般貨物なのですが、こちらは取扱貨物量が53万3,000トン。前年比で4万6,000トン増という形になっておりまして、比率としては109%という形になっております。

○小貫委員

それで、実際の貨物の品目で、何か大きな変化があった貨物があれば示してください。

○（産業港湾）港湾振興課長

大きな変化があった貨物といたしましては、増加したものとして主なものになるのですが、砂、砂利、あとセメント、こちらの移入が増加しております。

減少したものといたしましては、完成自動車の輸出、家具装備品の輸入などとなっております。

○小貫委員

先ほどフェリー貨物が約1,147万トンということで、令和元年には届いていないのですけれども、前年比フェリー貨物が微増となったわけですけれども、この要因はどのようなことが考えられるのでしょうか。

○（産業港湾）港湾振興課長

様々な要因があるとは思いますが、運航会社からの聞き取りでお話を聞いている中では、農産物は減少傾向があったということでございますが、宅配便や製造された食品類、こちらの取扱いが増えてトータルでは増加しているというようなお話をお伺いしております。

○小貫委員

それで、貨物を増やしていくということがやはり必要なのですけれども、貨物の誘致に向けて令和3年度で取り組んだ内容、実績を説明してください。

○（産業港湾）港湾振興課長

令和3年度の貨物誘致に向けた取組といたしましては、当初予定しておりました計画しておりましたものとしては、東京都や札幌市でのセミナーや懇親会の開催、また、中国への訪問、東京地区での企業訪問などを計画しておりましたが、こちら新型コロナウイルス感染症の影響で実施することができなかつたものでございます。このほかといたしましては、小樽港だよりというものを小樽港貿易振興協議会で作成しておりまして、こちらを関係機関にお送りしているという事は行っております。

○小貫委員

新型コロナウイルス感染症の影響で、新たなそういう誘致ができなかったという答弁でしたけれども、これについてはやはり何らかの方法でやっていかなければいけないと思うのですけれども。

工事のほうに少し入りたいのですけれども、令和3年度に実施した直轄事業の内容について説明してください。

○（産業港湾）港湾整備課長

令和3年度の国直轄事業の工事内容につきまして、まず北防波堤改良工事につきましては、根固工、被覆工、事業費で1億円。第3号ふ頭岸壁改良工事につきましては、2年度の繰越工事も含めまして、本体工、裏込・裏埋工、海上地盤改良工事事業費につきましては、繰越工事で3億2,400万円。3年度通常で5億7,900万円でございます。あと、第3号ふ頭泊地の改良工事につきましては、しゅんせつ土の処分費で事業費7,700万円となっております。

○小貫委員

北防波堤の工事というのは先ほどありましたけれども、これはどの程度進んだのか、前の年と比べて予算配分はどうだったのか説明してください。

○（産業港湾）港湾整備課長

北防波堤の改良工事につきましては、令和3年度の内容で申し上げますと、根固工が約40メートル、被覆工が約70メートル、前年度から比べての予算配分につきましては、2年度の事業費が1,000万円から、3年度1億円となっております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎移住促進事業について

最初に、移住促進事業について伺います。

人口減少対策の中で社会減を抑える方法として有効なのが、移住促進事業です。

これは大変重要な政策ですので、本年もまた質問させていただきます。

事務執行状況説明書によれば、移住に関する相談件数が68件と、昨年より20件余り増加しています。どのような相談が多いのか、主な相談内容と相談時における相談者の居住地について分かる範囲内でお示ししてください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まず、令和3年度の主な相談内容につきましては、移住に対する支援制度など、行政情報に関する相談が33件。次いで住環境に関する相談が11件となっております。

次に、相談者の居住地については、道内が28件。道外が40件。道外のうち関東圏が31件となっております

○松田委員

移住決定件数は8件で、昨年度とほぼ同数ですけれども、人数は25人と増加しておりますが、この方々の世帯構成や年代別構成、小樽への移住目的についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まず、世帯構成や年代別構成につきましては、30歳代から40歳代で4人家族の子育て世帯が5件、40歳代と50歳代で夫婦のみの世帯の2件、50歳代の単身世帯が1件となっております。小樽市への移住目的については詳細を把

握しておりません。

○松田委員

決算説明書によれば、移住支援事業費支出済額が3件260万円となっていますけれども、その内訳をお示ししていただきたいと思います。

また、支援金をもらっていない方の移住後の職業についても御説明願いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

移住支援事業費の内訳につきましては、起業による移住で2人以上の世帯が1件100万円、テレワークによる移住で2人以上の世帯が1件100万円、テレワークによる移住で単身世帯が1件60万円となっております。

支援金をもらっていない方の移住後の職業については、先ほどの移住目的と同様、詳細を把握しておりません。

○松田委員

あと同じく3世代同居、近居のため中古住宅の取得及びリフォームに関する経費の補助金を申請された方が2件あったと、さきの代表質問で答弁されていますので、その内容についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

道内から3世帯近居を目的に中古住宅を取得したものが1件、45万円。道外から移住支援金の対象者が中古住宅の取得とリフォームを行ったものが1件、50万円となっております。

○松田委員

あと、移住の定義ということについて、移住相談をした方々の中から実際に小樽に転入してきた方だと、昨年の予算特別委員会での御答弁でしたが、この方々が相談してから小樽に移住するまでどのくらいの期間を要していたのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

令和3年度中に本市へ移住された方が移住相談をされてからの期間につきましては、移住するまでに1年以内の方が4人、2年以上3年以内の方が3人、13年の方が1人という形となっております。

○松田委員

あと、市が政策として、移住促進事業を打ち出してから令和3年度までの相談件数と、移住してこられた方の人数、また残念ながら移住してきたけれどもまた市外に転出した方がいれば、分かる範囲内でお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

平成24年度から令和3年度までの、過去10年間でお答えさせていただきます。

過去10年間の移住相談件数は692件。うち本市へ移住された方は70世帯150人。移住後に市外へ転出された方は12世帯21人となっております。

○松田委員

692件の相談があって、小樽に来たのが70世帯ということで、大体1割強だと思います。今いろいろ移住の内容についてお聞きしましたが、残念に思うのは、移住後の追跡調査をしていないということです。先ほど移住を決断すると悩んで、13年たって移住してきた方もいます。

悩んだけれどもやはり来てよかったと思う人もいれば、決断は早かったけれども思っていたのとは少し違ったという方もいるかもしれません。そのような方々の率直な意見が、次の移住政策につながっていくと思いますので、今後は追跡調査も考慮していただきたいと思います。ともあれ1人でも多くの方が小樽に移住されることを願って、この質問については終わらせていただきます。

◎奨学生について

では次に、奨学生について伺います。

市には経済的な理由によって就学困難な高校生等に対し、学資を寄与し有用な人材を育成することを目的とした奨学金制度があり、事務執行状況説明書によれば、令和3年度は申込者が73人に対して採用が30人。そして調べてみると2年度は申込者が73人に対して採用が30人、元年度では70人に対して32人となっています。

ホームページを見ますと、申請には入学した高等学校が作成した推薦状も必要とありますけれども、予算的な問題もあり、採用者がほぼ固定するのは理解できるのですが、申込者も70人前後で固定されているように感じます。それは学校に対して推薦枠があるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

申込者数がここ3年ほど70名前後ということでございますが、まず小樽市の奨学生につきましては、広く募集をかけているところでございまして、結果的に70人前後になったということでございます。

高校に対しまして推薦枠を特に設けているといったことはしてございません。

○松田委員

たまたま70人になったということですね。

それで、条例では採用者の選考は教育委員会の附属機関として、小樽市奨学生選考委員会に諮問するというふうにありますけれども、この選考委員会の委員構成についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

小樽市奨学生選考委員会の委員の構成でございますが、市議会議員、民生・児童委員、市内の中学校長、市内の高等学校長、そして学識経験者、こういった方々で構成をさせていただいております。

○松田委員

選考に当たっては、経済困窮度と、成績のどちらを優先するのでしょうか。推薦状を見ますと、人物の所見や将来に対する総合的意見という内容が盛り込まれておりますけれども、申請が5月10日までとなっていることから考えますと、新入生に対しそこまで把握できるのか疑問に思います。選考方法についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

選考をさせていただく際には、各高校の校長から推薦書もいただきますが、経済困窮度や成績、こういった部分を総合的に判断していただいて決定をしているところでございます。

○松田委員

それと選考された場合、1回選考されると、高校在学中はずっと奨学金は受けられるのでしょうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

奨学生は高校在学中は、卒業するまで支給をさせていただいております。

○松田委員

それであと経済状況というのは、入学後に変化することも考えられます。1年時は奨学金の申請はしなかったものの、2年時、3年時になってから申請するということが可能なのでしょうか、その点についても伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今、委員がおっしゃられますように、1年生のときには申請はしておりませんが、2年生及び3年生になってからでも申請は受け付けております。

○松田委員

それを聞いて安心しました。

それで事務執行状況説明書によれば、二、三年を含む奨学金給付決定者数は令和元年度から3年度まで、ずっと70人で変わっていませんが、毎年30人採用となると合計90人近くになると思うのですがけれども、この人数について

説明願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今、毎年30人ということでお話ございましたが、30人が全員1年生ということではなく、先ほども2年生や3年生からの申請も可能ですというふうにお答えさせていただいております、1年生から3年生全ての学年が含まれての30名程度がここ近年の状況でございます。

全体で70人の小樽市奨学生を毎年決めております、卒業等で高校に在籍しなくなった方の空いた枠を募集枠としておりまして、それが近年30名程度というふうになっております。

○松田委員

それでホームページによりますと、この奨学金制度は小樽市奨学資金基金で財源を賄っているとあり、近年の低金利等の影響で財源を確保することが難しくなっていることから、寄附を募集している旨の記載があり、30余りある市の資金基金の残高を調べてみますと、この奨学金資金基金の年度内の減少額は282万円で、その減少金額は3番目に多くなっています。

そこで伺いたいのですけれども、令和元年度から3年度までの、年度ごとの寄附者の人数と、金額をお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

年度ごとの寄附をいただいた方の人数と金額をお示しますと、令和元年度が個人3名の方、団体2団体から155万円、2年度は個人2名の方、団体3団体から88万円、3年度は個人2名の方、3団体から156万5,000円、これらの寄附をいただいているところでございます。

○松田委員

金額を見ても本当にありがたいことです。

この奨学金は返済の必要がない寄附型ですので寄附がなければ枯渇していくのは目に見えています。そうすると、対象者を減らすか、寄附金額を減らすしかありませんけれども、その目的からいっても対象人数の増加や、寄附金額を増額することはあっても、決して減らすことがないように寄附の募集については御尽力していただきたいと思っておりますし、願わくばこの奨学生の中から、いずれは後輩のためにと寄附できるような立場に成長していただきたいなと思っております。今後ともよろしく申し上げます。

◎教育相談活動状況について

それでは次に、教育相談活動状況について伺います。

教育委員会では、児童・生徒や保護者からの相談に対応するため、相談体制を整えており、事務執行状況説明書によれば、令和3年度では45件、50回とあり、2年度、元年度と比較すると年々増加しています。相談は電話や面談、電子メールなどで受け付けるということですが、この45件についての受付状況や、相談が本人からなのか、保護者などからなのか、相談者の内訳についてお示ししていただきたいと思っております。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

令和3年度の教育研究所における相談についてですが、受付状況につきましては、電話による相談が43件。面談が1件、メールが1件でございました。相談者の内訳は、保護者が41人であり、保護者ではない市民の方が4人でした。

○松田委員

あとホームページによりますと相談窓口として、各中学校配置のスクールカウンセラー、教育委員会配置のスクールカウンセラー、教育研究所、教育支援センターとありますが、それぞれの相談件数についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

令和3年度の相談件数につきましては、各中学校に配置しているスクールカウンセラーへの相談が全校で1,315件、教育委員会と各小学校に配置しているスクールカウンセラーへの相談が638件、教育研究所への相談が45件、それから教育支援センターへの相談が41件ありまして、合計で2,039件の相談がございました。

○松田委員

相談としては、いじめや不登校、学校全般にわたる心配事について受け付けるとなっておりますけれども、この教育研究所の45件の主な相談内容と、その中にいじめや不登校などの相談があったかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

令和3年度の教育研究所への主な相談内容につきましては、養育など、子育ての悩みや、学校の対応への相談でありました。いじめに関する相談は2件、不登校に関する相談は13件ございました。

○松田委員

やはりいじめだとか結構あるんですね。

それで、市ではスクールカウンセラーは8人おり、そのうち5人が各中学校を巡回しておりますけれども、スクールソーシャルワーカーは市として何人配置されているのか。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いについても併せて御説明願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

スクールソーシャルワーカーにつきましては、市として1名を教育研究所に配置しております。

スクールカウンセラーは、児童・生徒、保護者、教員等に対しカウンセリングを行ったりするなど、心のケアをしております。スクールソーシャルワーカーについては、学校や保護者が抱える困難なケースに対し、福祉部局などの関係機関と連携を図りながら対応する役割を担っております。

○松田委員

スクールソーシャルワーカーの支援として、ケース会議が開催されていますけれども、これは困難ケースがあるたびに開催されるのか、定期的で開催されるのか、会議の持ち方について御説明願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

ケース会議につきましては、定期的なものではなく、福祉部局や学校からの、要望や相談に応じて、緊急的なケースも含めその都度出席をしております。

○松田委員

参考までに伺いますけれども、市内の小・中学校における不登校の実態と、その対応について最後にお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

令和2年度の本市の小・中学校における不登校児童・生徒数で申し上げますと、小学生が49名、中学生が117名の合計166名でありました。対応としましては、各学校で家庭訪問や電話連絡を実施するのはもちろんのこと、クロームブックを活用して面談を行ったり、オンラインでの授業に参加することを促したりしております。

また、市教委の教育支援センターでは、学校復帰に向けて学習活動や体験活動の場を提供したり、スクールソーシャルワーカーを含めた職員が家庭を訪問したりするなどの対応を行っているところです。

○松田委員

それで相談内容によっては1回だけの面談や、電話等のアドバイスだけで解決できることもあれば、あらゆる機関との調整など、長時間を要するものなど様々だと思いますが、児童・生徒の未来に関わる問題ですので解決に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○高橋（克幸）委員

◎歳入について

それでは、一般会計の歳入について何点か伺います。

まず、令和3年の一般財源の額と、内訳として、市税、地方交付税額と、それぞれの率をお聞かせください。

○（財政）財政課長

令和3年度決算におけます歳入総額に占める一般財源についてですが、一般財源は361億4,000万円となっております。総額に占める割合は53.5%となっております。

また、一般財源のうち、市税と地方交付税につきましては、まず市税が139億3,700万円。こちらは総額に占める割合としては20.7%、一般財源に占める割合は38.6%となっております。地方交付税につきましては、161億7,700万円。歳入総額に占める割合は24%、一般財源総額に占める割合は44.8%となっております。

○高橋（克幸）委員

一般財源を100としたら、市税、それから交付税、地方交付税を合わせると83.4%と、ほとんどこの二つで一般財源を占めているというふうに言っても過言ではないかと思えます。

まず、地方交付税について、直近5年間の推移を確認したいと思います。

地方交付税総額の令和3年度と平成29年度の比較をお願いします。

○（財政）財政課長

地方交付税総額の平成29年度と令和3年度の比較になりますが、総額の中には普通交付税と特別交付税、臨時財政対策債も含めた総額になります。

令和3年度につきましては177億1,189万5,000円。平成29年度は176億5,965万6,000円となっております。令和3年度は5,123万9,000円の増となっております。

○高橋（克幸）委員

この5年の推移でいくと、ほぼ平成29年度に戻っているというふうに見えると思えます。

その地方交付税の算定の根拠となる基準財政需要額と基準財政収入額について確認したいと思います。

これも同じく平成29年度と令和3年度の比較でお願いしたいと思います。まず基準財政需要額についてお願いします。

○（財政）財政課長

普通交付税の基準財政需要額につきましては、令和3年度が276億4,037万7,000円、平成29年度が269億8,875万4,000円で、令和3年度が6億5,162万3,000円増となっております。

○高橋（克幸）委員

次に、基準財政収入額について同様をお願いします。

○（財政）財政課長

基準財政収入額につきましては、令和3年度が127億1,574万7,000円、平成29年度が118億4,304万円となっております。令和3年度が8億7,270万7,000円の増となっております。

○高橋（克幸）委員

この5年間の推移をどのように考えられているかというか、受け止められているかというのを確認したいのですが、通常イメージでいくと、例年、人口減少とともに、地方交付税も右肩下がりにずっと下がってきていました。令和3年度については、平成29年度と同額、もしくはそれ以上にVの字ではないですけれども、Uの字に上がってきているわけです。これはどのように見ておりますか。

○(財政) 財政課長

委員のおっしゃいますとおり、確かに人口が測定単位になっておりますので、人口が減少傾向にある場合、基準財政需要額は、基本的には減少要因となります。

一方で、増の要素としまして令和3年度につきましては、個別算定経費の中に新たに地域デジタル社会推進費というのが措置されるなどで、増額要素が含まれておりました。また、個別算定経費のうち、公債費につきましては、過疎対策事業債や臨時財政対策債の償還額が増加していることに伴って増となっていると考えております。

○高橋(克幸) 委員

今確認したかったのが、個別算定経費の内訳の中で、公債費というのがあります。

調べましたら、先ほどのイメージでUの字ではなくて、この個別算定経費(公債費)ですけれども、これだけが直線的に右肩上がりなのです。これについて少し詳しく説明してください。

○(財政) 財政課長

基準財政需要額の公債費ですけれども、公債費の中には、臨時財政対策債を借り入れた際の交付税措置として見られる部分と、過疎対策事業債、過疎債を借りたときに7割ということで返ってくる分を算定する数値が入っておりますので、平成29年度から令和3年度につきましては、毎年、過疎債、または臨時財政対策債を借り入れしておりますので、その分の交付税措置というのがこの公債費という項目の部分に入ってくることから、年々増えている状況になっております。

○高橋(克幸) 委員

ということは、過疎債については、年々増えてきているという捉え方でよろしいでしょうか。

○(財政) 財政課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○高橋(克幸) 委員

基準財政需要額の計算式を確認しますと、単位費用掛ける測定単位、先ほど出た人口等掛ける補正係数というふうになっているわけです。

以前も議論しましたけれども、この需要額の項目、たくさん人口を使っているところがあるのです。この人口が非常に影響すると思うのですけれども、いつの人口を基準とするかというのが問題なのですが、これは国勢調査だと思いますけれども、これはどのようになっていますか。

○(財政) 財政課長

測定単位の人口につきましては、今、委員からお話のありました国勢調査の人口をもとに使われております。直近で言いますと、令和2年に国勢調査が行われましたので、3年度は速報値が使われておりまして、4年度からは確報値ということで算定に使われる形となります。

○高橋(克幸) 委員

国勢調査は5年に1回ですから、どうしてもこのタイムラグがあるわけです。人口が一遍に少なくなると、ドーンと計算でいくと交付税が下がってしまうということになりますので、これについては激変緩和措置みたいなものがあるというふうにもお聞きしましたけれども、これについて説明してください。

○(財政) 財政課長

今、委員がおっしゃったとおりなのですけれども、人口が5年に1回変わりますので、小樽市の場合ですと、大体概数ですけれども1万人程度の人口が下がる形になりますので、それをいきなりその年度に反映してしまうと需要額がぐんと下がってしまいますので、そこは国でも5年間で激変緩和措置ということで、年々減らしていくような補正をかけていただいているところです。

○高橋（克幸）委員

そうすると5年間で100%とすると、単純に5で割ると年間20%ずつという計算になろうかと思えますけれども、それでいいでしょうか。

○（財政）財政課長

細かい数値の積算はできないのですけれども、今100%としますと5年間で5で割りますと20%程度人口の測定単位を使うところの経費の影響額としては、生じてくるものと考えております。ただ、補正ですとか、いろいろありますので、単純に2割という形にはならないというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

それで先ほど説明ありました、交付税の増額の要因です。内容をお聞きしましたけれども、小樽市の財政の概況の資料の6ページに増分の理由が書かれてあります。令和元年度は寒冷度級地区分の見直しというふうになっているのですが、これはどういう内容なのか説明してください。

○（財政）財政課長

令和元年度に行われました寒冷度級地区分の見直しというのは、全国的に気候の状況というのは異なりますので、国で級地という区分を設けておまして、その見直しが行われたということでございます。

○高橋（克幸）委員

この見直しによって、係数が恐らく増えたのでしょうか、具体的にはどういうふうに増額になったのでしょうか。

○（財政）財政課長

今、細かな資料は持ち合わせていないのですけれども、補正によりまして見直しで級地が上がった場合にはそこが増と補正されるという形になっております。

○高橋（克幸）委員

これは、実際に小樽市は補正されているのですか。

○（財政）財政課長

小樽市の場合ですと、この寒冷度につきましては、補正が行われておまして数値で申しますと3級地というものから2級地というものになっております。

○高橋（克幸）委員

ワンランク上になったということですね。

その次に書いてあるのは、固定資産税なので、市税は次にやりますから確認しますけれども、もう一点、地方消費税交付金の増収分というふうにありますけれども、これはどういうことでしょうか。

○（財政）財政課長

令和2年度の地方消費税交付金の増収分という意味合いですけれども、こちらは基準財政収入額に含まれる額なのですが、こちらは元年の10月に消費税が10%に上がっておりまして、その影響で翌年度以降交付される消費税交付金が上がった形になっております。

○高橋（克幸）委員

もう一点、国税収入の増額補正に伴う普通交付税の再算定とあるわけですが、この内容について説明してください。

○（財政）財政課長

令和3年度に行われました再算定についてですけれども、こちらは当初、交付税算定された後に国の税収が伸びたことに伴いまして、地方交付税の法定率分が当初に比べて上がったということで、国のほうが増額補正をかけております。それに伴いまして、各自治体に再算定ということで増額で交付税が交付された形になっております。

○高橋（克幸）委員

ということは、一定程度、例えば経済が回復してきた、税収が国税が上がってきたとなると、同じような措置が取られるというふうを考えてよろしいですか。

○（財政）財政課長

国の補正に伴います再算定につきましては、その翌年度に交付税財源として繰り越す場合もありますし、再算定として、その当該年度に配られるという形がありまして、3年度については当該年度に配った形となっております。

○高橋（克幸）委員

伺いたいのは、グラフで見るとはっきり分かるのですが、右肩下がりになってきたものが、令和3年度についてはぐっと伸びているわけです。これは通常の形ではないなとは思っているのですが、令和3年度については、やはり今までの流れからいうとイレギュラーなのではないのかとは思っているのですが、財政部はどのように考えていますか。

○（財政）財政課長

冒頭にお答えさせていただきました、地方交付税の総額ということで、普通交付税、臨時財政対策債、特別交付税の総額を申しましたけれども、今回につきましては再算定による普通交付税の増というのと、あと特別交付税につきましても3月に交付された交付税、特別交付税が例年よりも多かったということがありまして、こちらは特別な要因であると考えております。

○高橋（克幸）委員

次に、市税について若干伺います。

市税については、三つ大きなものがあるかというふうに思いますので、まず同じように直近5年で令和3年度と平成29年度の対比をお願いしたいのですが、初めに、個人市民税からお願いします。

○（財政）市民税課長

個人市民税の決算額でございますけれども、平成29年度が42億9,592万3,000円、令和3年度が42億2,166万6,000円となっておりまして、その差額が7,425万7,000円の減となっております、率にいたしますとマイナス1.7%となっております。

○高橋（克幸）委員

同様に法人市民税もお願いします。

○（財政）市民税課長

法人市民税につきましては、平成29年度13億6,930万4,000円、令和3年度10億9,061万9,000円、差引きいたしまして2億7,868万5,000円の減。率にいたしますとマイナス20.4%となっております。

○高橋（克幸）委員

このグラフを見ると非常に気になるなという点です。

5年前と比較して2割も減っているということです。この大きな要因は何なのでしょう。

○（財政）市民税課長

法人市民税が対平成29年度比で20.4%減少しているという要因なのですが、まず法人市民税は各法人の事業収益ですとか、従業員数、こちらによって大きく左右されてしまうという、そういった性質がございます。そういった性質があるものですから、年度によって当然浮き沈みはあるのですが、近年の小樽市内の状況でいきますと、大口の法人がございまして、こちらの事業収益の減少の影響が大きくて、法人市民税全体でも減収の傾向となっております。

○高橋（克幸）委員

大口の法人がということですね。

次に、一番大きな影響のある固定資産税です。これも同様にお願いします。

○（財政）資産税課長

固定資産税につきましては、まず全体では、平成29年度が55億2,209万8,000円、令和3年度が64億3,751万7,000円、その差が9億1,541万9,000円の増加、16.6%の増加となっております。

○高橋（克幸）委員

かなり増えていますね。

それで固定資産税の内訳を見ますと、3種類、土地、家屋、償却資産と三つになっているのですが、この内訳として、同様にそれぞれの比較でお願いをしたいと思います。

○（財政）資産税課長

現年度分の土地、家屋、償却資産、それぞれの収入額ですけれども、土地は平成29年度が10億7,208万2,000円、令和3年度が10億8,242万9,000円で、その差が1,034万7,000円の増加で1.0%の増加。

家屋は、平成29年度が35億293万3,000円、令和3年度が33億7,094万1,000円で、その差が1億3,199万2,000円の減少で3.8%の減少。

償却資産は、平成29年度が7億4,368万3,000円、令和3年度が16億6,650万7,000円、その差が9億2,282万4,000円の増加で124.1%の増加となっております。

○高橋（克幸）委員

土地、家屋はほとんど変わっていない、これだと横ばいですね。

償却資産がもうほぼ増額の要因がこれだということで、財政の概況の説明にあった意味がよく分かりました。なぜこんなに、増額になったのかという要因は何なのでしょう。

○（財政）資産税課長

固定資産税の増加した主な要因ですけれども、委員、今おっしゃられたとおり、償却資産の増加が主な要因でございまして、償却資産の新規の設備投資が増えておりまして、特に近年の大型償却資産の設備投資の影響が大きくなっております。

○高橋（克幸）委員

大型設備の投資ということは、これは先ほど出ている大口の法人ということでしょうか。

○（財政）資産税課長

そのとおりでございます。

○高橋（克幸）委員

それで固定資産税のそれぞれ影響が考えられるわけですが、償却資産については設備投資の影響によるというのは、今説明を聞きましたのでよく分かりました。

そして、土地と家屋なのですが、例えば土地であれば地価の評価額で影響されるわけですが、これは最近の状況ではどのようになっておりますか。

○（財政）資産税課長

地価につきましては、市内の場所によって上昇している部分と、減少している部分とあるのですが、変動自体は緩やかな変動と捉えております。

○高橋（克幸）委員

ずっと聞いてきましたけれども、何を言いたいかという歳入について、これから大きな公共事業を抱えているわけですね。この決算をベースにして、今後のシミュレーションをしていかなければならないということで、先ほど議論しましたけれども、交付税についてはイレギュラーがあったにしても、人口減少の関係も含めて右肩下がりになるのは間違いないというふうに感じております。そういう意味で、この決算ベースを考えた上で、では財源

対策をどうするのかという考え方を持っていただかないと、恐らく成り立たないだろうなど思っております。

本当は収支改善プランでいろいろ議論したかったのですが、要は言いたいところはそこでして、この決算をベースにしてその考え方をどうやって持っていくのかという財政部の考え方を最後にお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○（財政）小林主幹

決算をベースにした今後のことですが、まず今後収支見通しなどを立てていく際ありますけれども、委員おっしゃっていただいたように、これまでの推移と申しますか、トレンド、傾向、こういったものについても考慮することで、できるだけ正確なものをつくってまいりたいと、そのように考えてございます。

○財政部長

実際の質問はなかったのですが、今、収支改善プランを、現行のプランなのですが、昨日も少しお話しさせていただきましたが、今のプランは、要は財政調整基金がもう枯渇すると、財源がなくなるという中で、その財源の確保をするための計画でございました。ただ、今回の決算を見ますと、やはり少し計画との乖離が激し過ぎるというのが我々としても認識はしているところでございます。今、委員から御質問があったとおりに、今後、大きい課題としましては、やはり大型の建設事業費もございまして、昨今の燃料高騰の部分もございまして。

そしてあと、今後の退職者が増えてくるということもございまして、そういった退職手当の資金といいますか、その確保も必要だということもございまして、それらを踏まえた中で、どうやって今後、財政運営のシミュレーションをしていくかということが我々としても大きな課題だというふうに考えてございます。そのためには、やはり今のプランの中で示していくことは正直言って厳しいというのは、我々も感じているところでございますが、今後のプランの見直しといいますか、それがまだ詳細を描けていないという状況でございます。

ただ、これらのものを中長期的にどうやって、いわゆる財源不足をどうやって解消していくかということにつきましては、しっかり今の決算等も踏まえながら、収支のシミュレーションを立てていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎主な新型コロナウイルス感染症対策関連事業について

主な新型コロナウイルス感染症対策関連事業についてお聞きします。

宿泊業事業継続緊急支援事業費は1,516万3,000円です。そして次に、宿泊施設誘客促進追加事業費補助金が4,143万8,000円とのことなのですが、具体的な施策の内容を聞かsekれませんか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

宿泊業事業継続緊急支援事業費は、令和2年度及び3年度の2か年で実施しておりますけれども、深刻な経済状

況にある市内の宿泊事業者に対して、事業継続を緊急に支援するため、ホテル、旅館、簡易宿所、民泊施設の定員数に応じ支給額を決定し、支援金を支給したものでありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により月の売上げが、前年同月比30%以上減少している事業者を対象に、30の事業者に支援金を交付したものであります。

また、宿泊施設誘客促進追加事業費補助金は、当初は令和2年度に実施予定でありましたが、緊急事態宣言や、まん延防止措置等重点措置等から実施時期がずれ込み、3年度に繰越しをして実施しております。宿泊施設等への誘客を支援するため、ホテル、旅館、簡易宿所、民泊施設の宿泊事業者に対して、宿泊料金割引に係る経費や、宿泊割引商品の広告宣伝に係る経費を補助したものでありまして、42の事業者に補助金を交付してございます。

○中村（誠吾）委員

次に、観光誘致プロモーションビデオ制作事業費は決算で1,496万円だったのです。この事業が新型コロナウイルス感染症対策であるということが、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して制作したのだと思います。それで、少し言い過ぎなのかもしれないけれども、私の考えでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は全国的に何でもありという状況を少し呈したときがあるのです。その使途に疑義が呈されたものもあるやに聞いていたのです。

それで、小樽市がつくった観光プロモーションビデオの制作が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の趣旨に、どのようにかなっていたのですか。いるのですか。明確に説明いただけますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

小樽市が作成しました観光プロモーションビデオについては、新型コロナウイルス感染症の収束後に小樽に行ってみたい、または再び行ってみたいと考える国内外の潜在的な観光客に対しまして、現在の小樽市の四季折々の自然景観や、歴史的な町並み、食とお酒の魅力、あと北後志地域の観光資源を美しい映像で表現して、広く発信することによって、新たな小樽の魅力を伝えて小樽への訪問意欲、再訪問意欲の喚起を図ることを目的に制作したものであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、緊急支援フェーズとV字回復フェーズの二つの段階、フェーズを意識して、四つの柱に該当する事業を対象とするということになっておりますけれども、この小樽市が作成した観光プロモーションビデオは四つの柱の一つであります、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復に位置づけて実施したものでありまして、感染症拡大の収束後の経済のV字回復のための反転攻勢を仕掛け、日本経済を一気に呵成に安定的な成長軌道に戻すという、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の趣旨に合致するものと考えております。

○中村（誠吾）委員

壮大ですよ。

この事業が観光客誘致という目的でつくられているということは、よく分かりました。しかし、もちろん、ただつくっただけでは意味がないということは明らかです。

そこでお聞きしたいのですけれども、観光客誘致の効果を高めるためにどのように活用されてきたのですか。

また、その効果の指標となる具体的な数値や、何らかの評価がありましたらお聞かせくださいませ。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

初めに、どのような活用をされたのかということについてですけれども、小樽観光協会のホームページですとか、小樽市のホームページに掲載をしておりますほか、ユーチューブで動画を配信すると。こういったものが基本となっております。

そのほかには、国内外の商談会で、PR媒体として活用すると。こういったことも実施しておりますし、これからも実施することになります。また、海外10か国向けのウェブサイトのサーバーを小樽市で持っております、悠悠北海道というものになりますが、ここにも掲載をしまして、主にアジア向けに情報を発信するといった活用が中

心となります。

また、その効果の指標となる具体的な数値ですとか、何らかの評価ということなのですが、まず効果の指標となる具体的な数値評価、最終的には、国内外からの観光客の増加ですとか、観光消費額の拡大、地域の経済活性化を目指すことになりますけれども、まず今回作成した映像媒体、これも配信用のデータですとか、DVDになりますけれども、こういったものがユーチューブですとか、国内外の旅行代理店などを通じて、新たな小樽の魅力が国内外の潜在観光客に届くことが重要であるというふうに考えております。

具体的な数値としましては、動画の視聴回数といったものがあると思いますけれども、こういったものは事業を評価する上での参考になるというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

今の感染症関連対策事業については、まず少し簡単に三つ聞きました。

◎強みを生かした産業振興によるにぎわいのまちについて

次は、同じ産業港湾部に関わって、強みを生かした産業振興によるにぎわいのまちについてお聞きしたいのです。

誠によく分かりやすい件名なのですが、この事業承継支援事業については、多くの方が聞いていますけれども、この説明を決算の関係も読むと、一つとして、リーフレットを作りました。二つとして、ヒアリングを行いました。三つ目、支援機関に引き継ぐなどの支援を実施しました。四つ目、セミナーを開催しましたという、4点だと思うのです。

それで、北海道事業承継・引継ぎ支援センターのような公的な支援機関もありますし、実際に事業承継を進める際に受けられる支援はできてきているものですから、では、小樽市として事業承継に関する周知や意識の醸成といった部分における事業を行ったということなのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

事業承継におけます、本市の課題としては、事業承継が必要と思われる事業者はその意識が希薄であることが課題と認識しておりますので、御指摘のとおり、事業承継に関する周知や意識の醸成という事業承継の入り口部分に当たる事業を実施したところでございます。

○中村（誠吾）委員

事業承継支援については、入り口の支援が重要だということだったと思うのだけれども、私もそう思います。

それで、一般的に我が会派の仲間もお話ししたのですが、一般的に事業の引継ぎで完了するには5年から10年かかるともいわれています。早い段階での計画策定や事業承継を意識することが十分必要であると私も考えています。そこで先ほど言った、北海道の関係も含めて第三者承継の対応として、いわゆるM&Aについては北海道事業承継・引継ぎ支援センター、そして金融機関民間事業者においても取り組んでいます。それで、創業希望者とのマッチングを行っている機関もあると聞いていますけれども、当たり前のこととして、そういった支援機関等へつなげていくことが必要になってくる。

それで、これもよく聞かされたのですが、事業者にとって後継者がいないことや、誰に引き継がせるか、どうやって引き継いでいくかという問題は、実はあまり対外的に知られたくない、デリケートなことであるのだそうです。それで、この事業承継のセミナーの開催に当たり、多くの事業者経営者に参加してもらうことについてはデリケートな問題ですから、苦慮されたのではないかと思います。まず、そのセミナーに参加された人数や工夫された点があればお聞かせください。

○（産業港湾）産業振興課長

令和3年度に実施した、セミナーの参加者につきましては39名、支援機関を含めて29事業者の参加がございました。

工夫の点につきましては、セミナーの開催に当たりまして、テーマを事業承継のみにすると、御指摘のとおり対

外的に知られたくないということがあり、参加者の数が少なくなるというそういう懸念がございますので、事業承継以外のテーマと抱き合わせで行って、講師も知名度の高い方を招聘し、より事業者が参加しやすい環境づくりを心がけたところでございます。

○中村（誠吾）委員

今コロナ禍での開催で、参加が29事業者とお聞きしました。私は大変頑張られたのではないかと思います。よいほうの数字だと思っています。

それで、事業承継では経営状況は良好、すなわち黒字経営なのだけれども、後継者不在により廃業する事業者が多いことが問題になっています。雇用の維持や、まちのにぎわいにも事業承継は必要不可欠ですので、引き続き事業者には事業承継の重要性をしっかりと周知をまずしていただきまして、1社でも多く本市で事業を続けてもらえるよう、事業承継支援を進めてほしいと思っています。

○面野委員

◎公文書について

公文書について何点か伺ってまいります。

まず冒頭に、ある新聞社の社説に公文書について、表されているのを、少し読み上げたいと思いますけれども。

公文書は民主主義の礎だ。政策決定を検証し、歴史に学ぶ。薬害事件など痛ましい被害の補償にも、当時の行政記録が証になる。今を生きる私たちの考えや願いを未来に届けるためにも、公文書は将来世代に手渡さなければならぬというふうに表されていました。大変重要な記録であると位置づけられているのだなということ、私も理解しましたけれども、そこでまず、本市の公文書の管理、保存、こちらはどのような根拠に基づいて進められているのかお示してください。

○（総務）総務課長

本市の公文書の保存等につきましては、小樽市文書事務取扱規程及びこれに基づく文書分類表により行っております。

○面野委員

それでは、規程に基づいてということなのですが、永年保存の公文書の種類と、それらのボリュームがどのぐらいなのかということをお聞きしたいのですけれども、決算の令和3年度中に増えた永年保存文書の総点数は、何点ぐらいあったのかお示してください。

○（総務）総務課長

令和3年度、保存年限が永年として私どもが把握しております、この本庁舎の分といたしましては286件となります。

○面野委員

多分、媒体としては紙ベースのものになると思うのですがけれども、段ボール何個分とかということであれば、大体イメージでどのぐらいのものをイメージすればよろしいですか。

○（総務）総務課長

1文書のボリュームは一概には申し上げられないところなのですが、基本的には完結文書というのはファイルでとじておりますので、ファイルで言いますとやはり286件で複数件になっているものもございまして、チューブファイルで300冊、500冊ぐらいなのか、正確には申し上げられません。申し訳ございません。

○面野委員

今どのぐらいの容積というか、スペースを要するのかわかっているのですけれども、それらはやはり毎年永年保存の文書が出てくると思うのですが、それらはどのように今保存されている状態なのでしょうか。

○（総務）総務課長

永年保存の文書につきましては、文書事務取扱規程により、文書主管課である私ども総務課に引き継がれるというようになっております。しかし、実態といたしまして、永久保存する文書といたしますのは、それぞれの担当課において文書を使用すると。昨年度の分ということで使用するため、貸出しの申出を私どもでいただいております。ほぼそれぞれの担当課で保存しているという状態になっております。

○面野委員

それでは永年保存の公文書の保存に関する課題について、伺っていきたいのですけれども、現在、永年保存に関する公文書について、原課としてはどのような課題があるというふうに認識しておりますか。

○（総務）総務課長

永年保存の文書に関する課題ということなのですが、基本的には本市は紙ベースで保存している永年文書というのになりますので、その紙が劣化していくということ。

また、先ほど御質問にもございましたように、毎年永年というものが増え続けていくこととなりますので、最終的にはスペースの問題が一番の課題かというふうには考えております。

○面野委員

各原部で保管されている、保存されているということなのですが、もしキャパがなくなったらとか、あとどのぐらいのスペースが、何年分ぐらいの保管するスペースが、各担当部署によって違うのかもしれないのですが、そういった懸念というのは今ございますか。

○（総務）総務課長

文書の保存はそれぞれの担当課ということで行っておりますが、全ての文書が永年保存ということでもございませんし、あと10年で廃棄するというものもございます。1年で廃棄するということもございます。

現状といたしましては、将来に向けて増え続けるという課題はございますが、近々にすぐスペース的になくなってしまうといったような状況にはまだ至ってはおりません。

○面野委員

それでは次に、キャパの話の課題を解決するには、やはり公文書、紙物の資料は、電子データ化へ移行する取組が必要なかと考えております。

そこでまず電子データへ移行する際に、例えば費用ですとか、必要な人材、それからシステム、そういったもの、または物によっては、やはりプライバシー保護に抵触するものの中にはあるのかと考えるのですが、そういった場合は多分セキュリティー的に外部委託できないとか、そういった課題もあるのかと感ずるのでございますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）総務課長

公文書の電子データ化といたしますのは、今後、必要な取組というふうに思っておりますが、現時点では特に進んでいるという状況ではございません。

御質問にございました、費用の関係、人材の関係、システムの関係、もろもろございますが、現在検討を進める体制が整っていないといったような状況でございますので、今後、人材ですとか費用を含めた体制整備について検討してまいりたいというふうに考えております。

○面野委員

まだ電子データ化をスタートできるような体制にはないということでお答えをいただいたのですけれども、ちなみに、現在、電子化を進めている公文書というのはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

小樽市といたしましては、通常文書は紙物といたしますか、紙ベースのものが多いたというのは先ほど申し上げたと

ころなのですが、例えば一例といたしましては、条例ですとか規則、これらを掲載しております例規集につきましては、以前は紙で加除するといったような形で使っておりましたが、それをまずはPDF化し、現在はシステムにより管理しているといったような形で、それぞれ紙ベースでの担当者の台帳を持っていたもの、それにつきましても、システムに移行しているといったようなものも一部ございます。

その他といたしましては、スペースの問題というよりは紙節約の観点から、庁内でも資料につきましてはペーパーレス化の取組というのを進めていくといったような形で行っているところです。

○面野委員

ただいまお答えいただいた例規集ですとか、原部、原課のデータなどということをお聞きしたのですが、これは最初にお答えいただいた、規程の中には何か位置づけられているものなのでしょうか。

○（総務）総務課長

規程に位置づけているというものでは特にございません。条例規則の中では公文書といいますのは、基本的には我々職員が業務上作成し、取得した文書ですとか、写真、あるいは電磁的な記録といったようなものになるという定義がございまして、その中で一部について紙ベースのものを廃止して、システムに移行しているといったような状況にございます。

○面野委員

今、電子化を進めている体制にないというふうには伺ったのですけれども、もし電子化を進めるに当たって、紙ベースでなければいけない公文書という想定はありますか。そういった区分の公文書というものは存在しますか。

○（総務）総務課長

公文書の定義につきましては、先ほどの答弁で申し上げたとおり、文書であったり、電子媒体、それらもろもろ含めて公文書というふうになります。御質問にありましたように、紙ベースでなければならぬものということであるものといたしましては、例えば双方の押印が必要となります契約書ですとか、あるいは条例や規則など、市長の署名が必要なもの。それらになりますし、そもそも本市の中では基本的に電子決裁のシステムといったようなものはございませんので、意思決定を行うための決裁文書、それらにつきましては基本的には紙ベース、紙媒体でなければならぬかというふうに思っているところです。

○面野委員

それでは、ただいま紙媒体のもの、それから電子化に向けての取組についてお話を伺いましたけれども、電子データと紙ベース、それぞれの公文書のメリットとデメリットをお聞かせください。

○（総務）総務課長

紙物、それから電子データのメリット、デメリットということでございますが、紙物のメリットといたしましては、そのままの状態ですべての機械がなくとも内容を確認できること。また、デメリットといたしましては冒頭に申し上げました、劣化すること。それからスペースを要することということになります。

電子データにつきましては、メリット、デメリットがその逆になりますので、機械設備がなければ内容を確認できないといったような反面、紙物よりも劣化せず、スペースを要しないといったようなところになるかと考えております。

○面野委員

今ほどもお聞きしましたけれども、やはり電子化は電子化のいいところもありますし、ただ、紙ベースでなければいけないものもあるということだったのですが、今、行政の自治体DX化も進めている本市であるわけなので、やはりこういったところからも電子化へ向けた取組が必要になってくるのではないかと考えているのですけれども、今後に向けた展望というのは、何かお考えがあればお示しいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○(総務)総務課長

今後の展望ということでございますが、今御質問にございましたように、自治体DXを進めていく中で、その一つとして文書の管理というのを進めていかなければならない課題というふうに認識しておりますので、体制が整っていないということを先ほど申し上げましたが、まずは先進事例を調べて、具体的な取組として今、何ができるかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

○面野委員

次に、公文書の保存期間が満了した、公文書の廃棄方法についてお知らせください。

○(総務)総務課長

保存期間が終了いたしました文書につきましては、主な廃棄方法としては溶解処理、溶解処分ということになります。

○面野委員

ちなみに令和3年度の文書の管理、保存、廃棄、これらにかかった費用は金額にしてどのぐらいになるのでしょうか。

○(総務)総務課長

文書の管理、保存、廃棄といったようなことでございますが、管理、保存ということでは直接的な費用というのとはございませんが、廃棄につきましては、先ほど申し上げました溶解処理が必要になっていきますので、その費用がかかっております。

保存期間が満了した文書だけに限るものではございませんが、機密文書を含めました公文書の溶解に要した費用といたしましては、先ほど本庁舎のみの件数ということで答えさせていただきましたが、これにつきましては病院局を除きました、例えば水道局ですとか、教育委員会、建設部、それらのところにつきましては、私どもで一括費用を負担しておりますので、それらの費用といたしましては令和3年度で169万2,834円ということになります。

○面野委員

ちなみに毎年、保存期間が満了したものについては、どのような文書が何点廃棄されたかというのは、将来的に把握できるような今仕組みになっているのでしょうか。

○(総務)総務課長

保存年限を終了した文書の、ボリューム、量ということでございますが、文書の管理につきましては先ほど冒頭に申し上げました文書分類表といったような形で、例えば財務に関すること、共通事項、人事に関すること、いろいろな形で区分しております。

ただ、その文書といいますのが、毎年恒常的に発生するものと、それから分類としてはございますが数年に一度しか出ないものというのがありますので、毎年どのくらい発生するかということにつきましては、なかなか特定するのは難しいかと。傾向としては、一定程度をつかめばつかめるかと思っております。

○面野委員

なかなか廃棄したものに関しては、もちろん内容はさることながら、どういった区分のものが何点というの、なかなか追いつらいというような感じになってしまうということで、理解をさせていただきました。

それで、例えば、仮に保存期限を延長することが必要になった文書があるとします。その場合、保存期間の最終判断者はどなたになりますか。

○(総務)総務課長

文書管理の基本として取り扱っております、文書事務取扱規程の中では、例えば完結文書の中で、永年、10年といったものにつきましては保存期間を我々文書主管課である総務課に届出をいただいておりますが、保存期間が満了する前に変更しようとしたときには、その担当課が、文書主管課である私ども総務課に、その旨を届出をすると

いうふうな規程になっておりますことから、最終判断につきましては、それぞれの担当課ということになります。

○面野委員

先ほどいろいろ費用のことですか、スペースのこととかをお伺いしたのですけれども、もし仮に保存期限を延長するというようになった場合、延長に伴う問題というか課題はどのようなことが想定されますか。

○（総務）総務課長

期限を延長したことに伴う問題ということですが、費用や事務手続につきましては、特段の問題はないと考えておりますが、やはり廃棄すべき文書が残ることになりますので、一番はやはりスペースの問題ということになってくるのかというふうに考えております。

○面野委員

紙ベースの文書に関しては、大体どういう流れで保管されているのかということは理解いたしました。

一方で、文書保存に関するデータ化の取組というのは、体制を含めてほとんど進んでいない状況なのだなということも、今の質問の中で把握させていただきました。

紙ベースでの文書保存に関しては、資料の劣化、それからキャパの問題など、課題も様々あるということだったのですが、やはりこの辺はデータ化による文書保存にすると、大分この課題は大きく解消されるのかという印象も受けました。

それで、既存の保存文書をデータ化する作業は、多分膨大な量で、大変な労力を要することになると考えるのですけれども、ただ、これから保存する文書に関しては、体制を含めて規程をつくるなどして、やはり試験的にどの文書をデータ化するのかなどを検討して、データ化を目指して、そこでデータ化した後にどういった課題があるのかなどの分析などを進めて、可能な限りデータ化へ向けた取組を進めていただきたいと思います。

◎商工業振興費について

次に、商工業振興費について伺っていききたいと思います。

まず、決算説明書の中では、予算額が約17億1,944万円。それから補正後の予算が約76億3,220万円と、およそ50億円近い補正後の予算が積算されているのですけれども、こちらの決算額は、どのようになっているのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

令和3年度決算における商工業振興費の決算額は、約56億9,644万円になります。

○面野委員

多分、私の推測では、この膨れ上がった予算額、それから決算額については、新型コロナウイルス感染症対策分のものが多いのかというふうに考えているのですけれども、決算額約56億円、この中で一般財源から捻出したもの、また新型コロナウイルス感染症対策分がどのぐらいのボリュームがあったのか、そこら辺について御説明をお願いいたします。

○（産業港湾）商業労政課長

今の商工業振興費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策関連事業として実施したもののというのは6事業ございます。

まず感染防止対策協力支援金給付事業費が約36億9,884万円、おたるプレミアム付商品券事業費が約2億2,633万円、事業継続支援事業費が約2億2,271万円、事業継続支援追加事業費が約1億1,550万円、おたるワーケーション推進事業費が約440万円。小樽フェア開催応援事業費補助金が80万円となっており、合計で約42億6,858万円です。

また、6事業の中には国の臨時交付金などを活用して実施しておりますので、一般財源は含まれておりません。

○面野委員

次に、商工業振興費の中で、翌年度繰越額ということで16億1,271万4,200円、こちらの金額が示されているのですけれども、そちらの内訳についてお示しください。

○（産業港湾）商業労政課長

翌年度繰越額の内訳は、全額、感染防止対策協力支援金給付事業費となっております。内容といたしましては市で行ってありました緊急事態宣言ですとか、まん延防止等重点措置を実施した際の協力支援金の支給に係る事業費となっております。

○面野委員

そちらは、翌年の協力支援事業にて使途が使われたということでした。

次に、不用額が大体3億2,000万円少しあったのですけれども、こちらの内訳についてもお示してください。

○（産業港湾）商業労政課長

ただいまの不用額の主な内訳につきましては、中小企業経営安定健全化資金貸付金が約2億2,971万1,000円、中小企業設備近代化合理化資金貸付金が約4,471万2,000円、事業継続支援追加事業費が約2,206万7,000円となっております。

○面野委員

ほとんどが融資貸付金という内訳になっていると思うのですけれども、やはり例年はきつこの予算ぐらいの貸付金の推移なのかと推測するのですけれども、やはり国の政策や何かで、無利子、無担保のような、そういった金融関係の貸付融資制度があったから、本市の制度は使われなかったという、そういった傾向で捉えてよろしいでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

ただいまの委員の御指摘のとおりで問題ございません。

○面野委員

次に、少し個別な事業について伺ってきたいのですけれども、地場産品導入促進事業費、予算が200万円、決算が約187万円、こちらのまず地場産品とはどういったものなのかお示してください。

○（産業港湾）産業振興課長

この事業での地場産品は、ガラス製品としているところでございます。

○面野委員

ちなみに、およそ200万円で何個ぐらいのガラス製品で、何社ぐらいのガラス工芸品屋というか、メーカーが携わっていたかというのは、御承知していますか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず参加しているガラス工房につきましては、9工房ということで、令和3年度でいきますと、その製品ということで内容が小学生の卒業体験というか、制作体験になっているのですが、件数としては756件となっております。

○面野委員

それでは、今、事業の内容が小学校の卒業記念ということだったのですが、これは事業開始年次はいつ頃から行っていたのか。

それから、最後に、この事業の効果をどのように把握していて、次年度以降どういった課題があるのかなどもお伺いできればと思います。これは学校側にも、制作体験した児童にも非常に評判がいいということで私も聞いておりますので、ぜひ今後も続けていただきたいなという思いで質問をさせていただきました。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、この事業の開始年度につきましては、平成24年度から開始をしております。

効果の部分で言いますと、事業の終了後には各小学校へ事業についてのアンケートを実施をしております。その設問中、本事業を通じて児童の皆さんの地場産業に対する関心や認識は生じたと感じますかというような設問を設けておまして、各学校からは、初めてのガラス制作体験を通じて、地場産業に対する関心が非常に高まっただと

か、地場産業について考えるきっかけになったとか、あとは小学校の卒業の記念として、児童が世界で一つだけの自分の作品を制作することができたなど、大変喜ばれているところがございます。

次年度以降の課題については、特にないと考えておりますので、現在、小学校6年生の参加率も99%を超えていて、各小学校からの評判も非常に良く、継続を望む声強い事業ですので、今後も継続していくべき事業だと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○須貝委員

◎港湾事業について

まず港湾事業についてということで、最初に係留施設の事業についてお尋ねしたいと思います。

事務執行状況説明書にも出ていますけれども、係留施設使用について、その他のところ、マリーナ、運河、漁船等482隻とありますが、これの内訳と隻数、使用料金について令和3年度をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

その他、マリーナ、運河、漁船等482隻でございますけれども、マリーナが148件、運河係留が100件、漁船等が234件でございます。

金額につきましては、マリーナが決算額353万4,102円、運河係留につきましては388万7,318円、漁船等につきましては73万7,521円、以上、令和3年度の実績でございます。

○須貝委員

この場合のマリーナとは、それから、漁船とは何かというのをお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

私ども港湾室で所管しているマリーナにつきましては、小樽港マリーナと直接ヨット等のオーナーが契約している分は関係なく、公共バース、それからビジターバース、これらに関するものの数値でございます。

漁船等につきましては、荒天時に急遽避難してくる避難船が主でございます。

○須貝委員

ビジター仕様であるということなのですが、それでは使用料についてなのですが、この使用料というのは、月払いなのか年払いなのか。または船の大きさによって違いがあるのかお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

いずれも年払い、月払いで、差異といたしますか、年で払うとお安くなるとか、そういうことはありませんが、船の大きさでの違いはございます。少し主なものを紹介しますと、例えば運河係留でいいますと、漁船型の遊漁船5トン未満だと月に6,600円、消費税込みでございますが、これが5トン以上になると1万395円。月額でございます。それから、運河係留のうち港内で業務を行う業務船でいいますと、30トン未満だと2,310円、月額。30トン以上になりますと3,630円、月額ということになります。

ちなみにモーターボート、運河係留のプレジャーボート、小型の船舶でいいますとトン数ではなくて、フィート数。20フィート未満であれば590円掛けるその船の長さ、フィートが月額となります。20フィート以上の場合には1,188円というふうにより大きさにより差異が生じてくる現状です。

○須貝委員

今お聞きしましたが、例えば2級運河では、年ではできない、冬期間は閉鎖しますよね。あそこの使用料金はどうなっていますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

雪捨場になるものですから、ゴールデンウィーク、5月ぐらいから10月ぐらいまでの半年の申請ということになりますので、つけられない、係留できない期間についてはいただいております。

○須貝委員

一つ分かりにくいのは、例えば運河係留で隻数が100件、申請から許可を出した隻数が73件、係留待機数が22件というふうにあるのですけれども、この隻数100件に対して、この73件というのは、これはどのように読み取ったらいのでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

事前にお渡しした資料の内容だと思うのですけれども、最初に御質問のあった事務執行状況説明書の内訳という面で行きますと100件というふうにして、その100件は申請ベースです。今みたいに年2回に分けて申請するだとか、中には月々に申請するだとかという延べ件数になっておりまして、実際に許可をおろしてその年度で係留を認めているというのは、委員のおっしゃった73件ということになります。

それでそのほかに、現況においては22件、隻待機船がいるという内訳になっています。

○須貝委員

この許可件数についてなのですけれども、許可に当たっては係留許可を申請した名義なのか、それとも船の名義なのか、どちらになりますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

名義人です、人になります。

○須貝委員

この許可待ちの件数が出ていますけれども、私が認識している件数はもう少し大きい件数を認識していたのですが、例えば、申請が上がっても受理していないケースというのはありますでしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

現況において待ちの人数がありますので、受理をしないということはないです。順番の後ろについてもらうということで受理はいたしますが、中には申請必要書類がそろっていないだとか、そういう場合はお断りする、一旦受けないということはあると思います。

○須貝委員

今のをもう一回お聞きしますが、受理していないケースはないということですのでよろしいですね。それで話を進めますけれども、順番待ちの情報はしっかり公平性が担保されて開示されていますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

令和2年度からになりますけれども、順番の透明性を図る上で、待っている方に番号を割りつけて、今年度のあなたの順番は何番ですということで、当事者といいますか申請者本人には個別に通知しているところでございます。

○須貝委員

そうであれば、例えば1か月たったら何番が何番になりましたとかという、そういう経過もお知らせしていますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

一つスライドするとか、そういったことは毎月やっておりますので、年度当初にお知らせしているのが現状です。

○須貝委員

それでは許可の基準についてお聞きしますけれども、許可を出す基準は、どのようなルールになっていますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

個人だとか法人だとか、市民、道民とか、それ以外というような制限はなくて、許可の原則として1名義につき1隻の係留。ただし、この中で港湾業務に赴く船舶については、作業船ということの扱いをいたしまして、ここからは除外をしております。

それから、申請するときにも、添付書類の主なものとしましては、船舶検査証、自動車で言えば車検証ですが、これの写し、それから小型船舶操縦免許証の写し、それから対物賠償保険証書、責任保険とか賠償保険に入っているか、これの写しなどが必須でありまして、これを確実にチェックをしております。

あと、少しルールで大きなところ申し上げますと、今係留している名義人が船を取り替える、入れ替えるのは連絡をすれば可能でございますけれども、名義自体に権利継承は認めておりませんで、船舶の名義がAからBに変わるという場合は、順番待ちの最後尾に回ってもらうというようなルールになってございます。

○須貝委員

それでは、一度得た権利は消失することはないですか。自分から辞退したり、取消しにならない限りはないという理解でよろしいですか。

○（産業港湾）港湾業務課長

権利といいますか、申請を受理して順番待ちになった場合は、御本人から船が決まらないからとかということで取りやめます、辞退しますというのは、辞退届をいただいて、そこから抜くのであって、それ以外に外れるということはありません。

○須貝委員

それでは、例えばですけれども、許可が出たバースのこの転売とか、又貸しとか、こういうのはないのか。それから違法係留についてはないのかということをお聞きします。

○（産業港湾）港湾業務課長

名義が替われば後ろに回ってもらうという原則から言いますと、その中で誰かに転売するとか、転貸するということはないことを確認しております。

それから、違法係留については現在是正について指導している事案が2件あります。ずっと申し上げていますが、一つは本来は船舶の名義が替わったら新たな申込みが必要なところですが、権利継承の有効性をその方は主張しておりまして、前の名義人と同じ場所に係留しているケースがあります。船舶の売買に関して、売主と買主との間でトラブルとなっているケースで、当事者には早期の解決を指導をしているところです。また、この船については、港湾区域内で船舶の航行に支障のない係留場所への移動についても2度ほど指導しておりまして、この移動については応じております。ところがその2か所の候補地で検証を進めながらやっていったのですけれども、少し適地として、水深が浅いなど折り合わないところがあって現時点では移動には応じているのですけれども、移動には至っていない状況にございます。これが一つ。

それから二つ目は、書類上の船舶種別に不明な点があるケースで、関係書類の提出を早急にとということで求めているケースです。指導は2ケースとも重ね重ねは正措置を求めておりまして、今後もこれを繰り返し求めていくところでございます。

○須貝委員

今のケース2件とも耳に入っています。

それで、例えば先ほどないとおっしゃっていたけれども、いわゆる許可の名義が個人の船なのかということなのですけれども、やはりこれはここをもう少し整理したほうがいいのかと思っています。この問題は、これ以上はあ

れですけれども、少し幾つかだけ指摘をさせていただきたいと思うのです。やはり係留場所の整理、名義と今の置き場所ですね。ここの整理をぜひきちんともう一度していただきたいということ。それから、情報の公開。先ほど順番待ちも言いましたけれども、これについてもかなり順番待ちが後ろに変わるケースもおっしゃっていましたが、いろいろな話が出ているのは御承知だと思います。こちら辺についても、ぜひ情報の公開をきちんと考えていただきたいなと思っています。

それから、先ほど冒頭に小樽市民も小樽市民ではない方も一緒なのだというようなお話あり、ここで22件とかとなっていますけれども、私は実は毎年、50件以上の方が順番待ちしているというふうに、最初聞いてはいたのです。こういった待っている方に私は小樽市民を優先してもいいと思っているのです。これは小樽市の大事な資産ですので、よく飛行機のキャンセル待ちなどもそうですよ。種別SとA、Bがあって、小樽市民優先に割り当てていってもいいのではないかと思います。少しこちら辺の不透明さが非常に指摘されるケースもありますので、ここのところぜひお願いしたいなと。それから、このマリーナとか運河は小樽市にとって重要な資産ですので、ぜひ今後、公平性を担保して健全な事業運営をお願いしたいなということをお願いして、この質問を終わろうと思いますけれども、これについて部長一言御答弁いただいてもいいですか。

○（産業港湾）港湾担当部長

今最後に、いろいろと御指摘いただいた件ですけれども、この運河係留については平成27年ぐらいから、青の洞窟のクルーズが増えてきた関係もありまして、こういった係留待ちですとか、また事業者間のこういったトラブルも大きくなってきたという状況がございます。それで私どもとしても、この許認可については公平公正に進めていくということと、御指摘のあった透明性についてもやはりきっちりと改善していきたいということで、透明性の部分では令和2年度から各待機の方に番号を交付して、毎年お伝えをしているということで、言ってしまうと疑義を生じないような形の対応をしてきております。

また、利用者間トラブルにおいても担当が出向いて説明をしたりとかという形で対応をしてきているのですけれども、やはりまだそういったお話も出ているようなので、まずこういった番号の交付も今お話のあった順番が来て、止めた場合については、そういった情報も何らかの形で分かるようにしていくですとか、そういったような改善についても検討してまいりたいというふうに思っております。

この部分については、やはり最近船が増えてきていることもありまして、いろいろな形での問題も今後考えられますので、こういった委員の御指摘の部分も対応できるように検討も進めてまいりたいと思っておりますので、そういうことで対応させていただきます。

○須貝委員

今の言葉で全て分かりましたので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、ガントリークレーンの稼働状況についてお聞きをしたいと思います。

これは私、決算特別委員会で4年連続取り上げさせていただいておりますけれども、それだけ小樽港のコンテナ基地として機能するためには重要であると私は認識しているからということで、御理解いただきたいと思うのですが、まず港湾整備事業特別会計を拝見しました。

令和3年度の決算で使用料をひき船使用料から含めて冷凍コンセント使用料まで、金額と対前年度比をお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

まず御質問の港湾特別会計のうちのひき船使用料の対前年度比でマイナス約55万4,000円です。

引き船は石狩湾新港にも派遣するという出動する場合がありますけれども、石狩湾新港の木材チップ船の減による出動の減というのが主な要因でございます。

それから、上屋使用料は対前年度比でマイナス約861万5,000円で、これは運輸倉庫事業者の一部が上屋の使用を

取りやめるということで、市営上屋の使用が一部減ったということです。ただ、今これは空いているわけではなくて、次の事業者が空いている上屋の後を使用することを検討中でございます。

港湾施設用地使用料はマイナス約788万6,000円でございますが、国の直轄事業、このほか民間荷役事業者の臨時的使用、私どもで特別使用と言っていますけれども、この減が主な要因かと思っております。

それから、荷役機械使用料はマイナス約103万5,000円、これは世界的な船混みといいますか、いろいろところで船が詰まっているといいますか、そういったことからスムーズなローテーションが妨げられて、本当は週1回の船がつかますので年間52週予定しているところなのですが、これがそういった理由の中でコンスタントに着岸しなかったものですから、これに伴って時間数が減っているというのが要因かと思っております。

それから、最後、冷凍コンセント使用料ですけれども、これはプラス約270万3,000円でございますが、外国貨物のうちの冷凍水産品コンテナヤードに主にホタテなのですが、これの輸出が活況を呈したということになっております。

○須貝委員

今、理由を聞きましたので、それでは収入未済額として上屋使用料で皆増というのがあるのですが、この原因は何でしょうか。

○（産業港湾）港湾業務課長

港湾荷役事業者のうち、1社なのですが、納付が出納閉鎖期をまたいで少し遅れたものが見られたものがございます。今の9月現在では全額納付済みとなっております。

○須貝委員

それでは、ガントリークレーンの稼働状況ということで、令和3年度で使用日数、稼働時間、そして料金についてお聞かせください。

○（産業港湾）港湾業務課長

令和3年度でいいますと、使用日数が39日、時間が214.5時間、決算額が548万3,049円となっております。

○須貝委員

令和3年度の当初予算との差異というのでは、どのようになっていますか。

○（産業港湾）港湾業務課長

令和2年度の決算と似通った数値なのですが、3年度予算的には656万4,000円で予算立てしておりましたが、これと比しますとマイナス108万951円のマイナスということになっております。

○須貝委員

ガントリークレーンの稼働状況について5年間のデータを見させていただいているのですが、今、前年度とあまり大差がないというのをお話いただきました。この5年間を見ているとやはり稼働が10%ぐらい減っているなどと思って、今見ているのですが、やはり今のガントリークレーンの将来の整備方針とか、いろいろなところにも影響が出てくるのではないかと、これが一番私の心配のところなのですが、これについてはいかがですか。

○（産業港湾）港湾室長

ガントリークレーンの関係につきましては、平成30年から31年にかけて一度大きく機械の修繕をかけております。実際、ガントリーの部分をやはり貨物を増やしていくためには、私たちも従来以上に貨物の集荷の部分に向けてしっかり対応していかなければならない。将来的にも、小樽港を今後活性化していくためにも、現在の中国との定期コンテナ航路というのは、今後も継続して持っていかなければならないものと考えておりますので、私たちとしても、やはり船舶代理店とともに企業間訪問などを継続して行いながら、将来的にも貨物の集荷を今後とも進めたい、そのように考えております。

その上で、ガントリークレーンにつきましては、基本的には適切な修繕等を行えば、30年間ぐらい使用できるものと考えております。現在のガントリークレーンにつきましては、平成15年頃に三菱重工株式会社で建設したのになりますので、まだ当面10年程度は使用可能だというふうに考えておりますので、今後とも適切な運用に努めていきたい、そのように考えております。

○須貝委員

それでは、今の話ではないのですけれども、それを達成するためにということなのですが、貨物誘致・拡大事業についてというのが事務執行状況説明書に記載されています。

まずは、この内容についてお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

事務執行状況説明書に記載されている内容ということで御説明させていただきますと、小樽港貿易振興協議会、私も小樽市と、港湾関係の事業者等と一緒に協議会をつくって小樽港の利用促進を図るということで、活動を行っているところなのですが、こちらで東京地区、札幌地区でセミナーや懇親会を開催し、荷主や関係企業の方々に小樽港のPRを行いたいということで事業を予定しておりました。また、その際、東京地区への企業訪問というのも考えてございました。

このほかに、令和3年度につきましては、中国への訪問。それこそ中国への定期コンテナ航路がございますので、こちらの利用促進を図るために中国への訪問というものも計画していたところでございます。

ただ、新型コロナウイルス感染症の関係で、少し実施ができなかったというところでございます。

○須貝委員

新型コロナウイルス感染症で中止になったと。これは理解するものですが、それでは新型コロナウイルス感染症で中止になったので、令和3年度はポートセールスのためにどんなことをやったのかと、これについてお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

ポートセールスにつきましては、本来であれば今行っていた事業を行ったり、企業訪問ということで相手方のところに赴きまして、小樽港のPRができればよかったのですが、やはり新型コロナウイルス感染症の関係で面と向かってというのがなかなか難しかったということもございまして、小樽港貿易振興協議会では、小樽港だよりというものを作っておりまして、令和3年に作ったものとしては小樽港の港湾計画が改訂になったとかという記事も載せたりしているものだったのですが、こちらを関東圏や道内の関係する企業の方、大体400通程度のところにお送りして、小樽港のPRを行ったというところでございます。

○須貝委員

今の答弁も、御努力の片りんは見えるのですけれども、やはりこれでポートセールスが結実するものではないなと思うところなのですけれども、ポートセールスは本当に重要で、しつこく言わせていただきますけれども、小樽市の経済の一翼を担う大事な小樽港が、今後も健全でそして小樽の経済を引っ張っていくためにも、やはりこのところはもう欠かせないものであるということで、今後もぜひこちら辺についてはしつこくフォローさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。

◎個人・法人市民税について

次に、個人と法人の市民税についてお尋ねしたいと思います。

人口減少に伴って、個人の市民税が減少することは言うまでもありませんけれども、今回は個人の市民税だけではなくて、法人の市民税についても少しフォーカスして議論をさせていただきたいと思います。

それでまず、市税収入に対する個人市民税と法人市民税の割合に変化があるかということでお聞きしたいと思うのですけれども、平成24年度と令和3年度の10年の比較で、個人市民税、それから法人市民税の小樽市の税収に対

する割合の変化をお聞かせください。

○（財政）市民税課長

まず個人市民税についてですが、平成24年度は44億2,500万円でありまして、市税全体135億5,300万円に対する割合は32.6%。令和3年度は42億2,200万円であり、市税全体139億3,700万円に対する割合は30.3%となっておりますので、ポイントとして2.3ポイント減少しております。

続きまして、法人市民税につきましては平成24年度は15億2,000万円でありまして、市税全体に対する割合は11.2%、令和3年度は10億9,100万円でありまして、市税全体に対する割合は7.8%となっておりますので3.4ポイントの減少となっております。

○須貝委員

市の収入に対する割合が減少しているということですね。

それでは、趨勢比率ということでお聞きしたいのですが、同じく2011年度の比率で個人市民税、法人市民税の趨勢比率はどのようになっているかお聞かせください。

○（財政）市民税課長

和暦で申し上げさせていただきますけれども、平成24年度に対する令和3年度の割合は、個人市民税は95.4%。法人市民税は71.8%となっております。

○須貝委員

計算するとやはり毎年2,000人ずつ小樽市の人口減少と、計算していくと5%というのはこれ多分合致するのだろうと思うのですが、この法人税がマイナス28%ということで、これはかなり大きいマイナスだなと見ています。

中身をもう少しお聞きしたいところがあるのですが、例えば個人市民税で新型コロナウイルス感染症による減免は小樽市ではやっていないと認識はしていますけれども、昨日、私どもの会派の高木議員の質問がありましたけれども、徴収猶予をやられたということなのですが、これの影響は出ているのかお答えいただけますか。

○（財政）納税課長

新型コロナウイルス感染症により、個人市民税の徴収猶予の影響があるかという御質問ですが、令和2年度の税の徴収猶予の特例によりまして、納期限が延長された個人市民税のうち1,304万円が令和3年度へ繰り越されましたが、制度が終了いたしました令和3年度に727万円の納付があったものの、残りの577万円が未納となりまして、令和3年度決算に影響があったものと考えています。

○須貝委員

もう一つ、個人市民税で気になるのが、ふるさと納税の影響はあるかということなのですが、小樽市は地方都市では逆にプラスのほうが多いと思うのですが、これに対する影響はいかがですか。

○（財政）市民税課長

小樽市民がふるさと納税をしたことによりまして、令和3年度の個人市民税から控除された金額、いわゆる本市の市税の影響額になりますが、こちらが7,969万円余りとなっております。

一方で、市外の方からこれ以上の金額を納税していただいておりますので、市全体といたしましてはプラスというふうになってございます。

○須貝委員

小樽市においてはプラスのほうが大きいということですね。

それでは、同じく法人市民税でお聞きしますけれども、新型コロナウイルス感染症による徴収猶予の影響というのはあるのかどうかというのをお聞かせください。

○（財政）納税課長

続きまして、法人市民税の徴収猶予の影響についてですが、令和2年度の税の徴収猶予の制度によりまして、法

人市民税も徴収猶予が制度としてありますので、もちろん先ほど言いましたとおり納期限が延長されたものがあります。1,066万円が令和3年度に繰り越されましたが、制度が終了した3年度の時点で992万円の納付がありました。残りの74万円が未納となりまして、個人市民税よりも数字は低いのですが、3年度決算に少なからず影響があったものと考えています。

○須貝委員

それで法人税に関してなのですが、均等割の法人数で1号法人から9号法人まで、資料を今拝見していただけますけれども、この10年間でトレンドを見たときに、法人数の変化であるとか、いろいろな傾向が出ているのではないかというふうには私は拝見するのですが、これについてはいかがでしょうか。

○(財政) 市民税課長

法人市民税の均等割につきましては、資本金ですとか従業者数によって均等割額が6万円の1号法人から、360万円の9号法人までございます。平成24年度は合計で3,592法人でありましたけれども、令和3年度につきましては3,519法人となっておりますので、合計で73法人減少しております。平成24年度に対する令和3年度の割合は98.0%となっております。

内訳で見えていきますと、やはり一番規模が小さい1号法人の変動が大きくて、平成24年度と令和3年度の比較をいたしますと58法人の減少、割合といたしましては97.8%となっております。

○須貝委員

今お話いただきましたけれども、では、この状況をどういうふうには分析しているかということでお尋ねしていいですか。

○(財政) 市民税課長

法人数の減少につきましてはもちろん法人市民税の減収の要素とはなりません。それに加えて、法人市民税の仕組みといたしましては、法人税割というものがございまして、こちらは各法人の事業収益ですとか従業者数によって左右されるものになりますので、そういったことから年度によって浮き沈みがございます。

近年は、市内にあります大口の法人なのですが、こちらの事業収益の減少の影響が大きくて、法人市民税全体でも減収の傾向となっております。

○須貝委員

8月の日経新聞の記事なのですが、同じくやはり10年間の趨勢で見えていまして、北海道で179自治体のうち74自治体、全国では1,718自治体のうち575自治体、北海道で約4割、全国で約3割の法人市民税が増収しているのだというのが出ています。

少なからずこういった増収をしている、図っている自治体があるのですが、これについてはどのように分析されていますか。

○財政部長

まず法人税は、安定した財政運営を図るためには、やはり自主財源の安定した確保はすごく重要だと考えておりまして、特に法人税は、ある程度将来的に見込める税収だと思っているところでございます。

特に小樽市の場合は、やはり石狩湾新港地域への企業誘致というのは、今、産業港湾部の努力と申しますか頑張りで、ある程度は進んでいると聞いてございますので、我々としては今後もさらに企業誘致を推進していったら、ある程度法人税の税収の確保は図っていききたいというふうには考えているところでございます。

○須貝委員

今、お言葉いただきましたけれども、まさしく小樽市の現在の法人市民税の税収に占める割合が8%なのです。これを全国で統計を取ると平均が8%と出ています。

一方で、企業城下町といわれるところは20%、30%。もっと多いところもあるみたいなのですが、冒頭にも

申し上げましたけれども、人口減少の中で、企業の法人税というところは、やはり小樽市が持続可能な市の経営をしていく上では非常に重要なのかと思って、今回問題提起させていただきました。ぜひとも今後ともしっかりと目配せをお願いしたいと思うところです。

◎政策検討会議について

次に、政策検討会議についてお聞きしたいと思います。

これは第2回定例会の代表質問の繰り返しにもなりますけれども、全国の各自治体がしのぎを削って自治体経営をしている中で、本市の先見性と戦略性において、少しやはりいろいろな疑念を抱きながら提言をさせていただきました。

それらの問題を解決すべく、組織横断的に機能して大きな権限を持つ総合戦略室を提案したところですが、答弁の中では、この政策検討会議がこれに代わるものではあるとの見解を示されましたので、ここに注目していました。

今回も、事務執行状況説明書を拝見しましたがけれども、その中に2回開催と書かれていますがけれども、この会議の目的とメンバー、それから改めて開催の回数についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

政策検討会議は、主な行政課題や施策について、今後の取組の方向性や方法等を検討することを目的に設置しているものであり、委員長に市長、副委員長に副市長、委員は総務部長、財政部長、企画政策室長で構成されております。

開催回数につきましては、春と秋の年2回定期的に開催しております。

○須貝委員

この討議内容についてということで、今回、議事録をお願いしたところではあるのですが、公表できないというような見解をいただきました。その理由についてお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

政策検討会議での検討内容については、小樽市情報公開条例第7条第5号の規定により、市の内部における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれなどがあると考えられることから、検討内容については公表しないこととしておりますが、会議で検討した項目数、事業化された検討項目については公表が可能と考えております。

○須貝委員

それでは、事業化された項目をお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

令和3年度でお答えさせていただきたいと思います。令和3年度の政策検討会議で検討を行い、事業化された事業については、堺町観光バス駐車場の用地取得、子ども医療費の助成拡大、市立病院敷地内薬局の設置、忍路中央小学校と忍路中学校を併置校とすること、ゼロカーボン宣言となっております。

○須貝委員

では、かなり重要な内容が事業化されているなど評価しますが、年2回の開催ですが、この議題はどのように決定するのですか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

主な行政課題や施策について、方向性や方法を検討しなければならない案件の紹介を事務局であります、企画政策室から各担当部局に行い、回答があったものを議題としております。

○須貝委員

ここなのですよ。各部からボトムアップで課題が上がってきて、それを検討すると。私は逆にトップダウンで、やはり部署横断的にこの課題についてということで、戦略を検討する必要があるのではないかと何度も申し上げてきたところであります。

よく本当にずっと考えていたのですけれども、10年前、20年前の戦略の決定のこの結果が、今、この現在にあるわけです。私たちは10年後、それから将来の若い世代の小樽の方々のためにも、この戦略の決定は非常に重要であると思っております。この問題は決算特別委員会ではなじまないところもありますので、また引き続き、今度議会でやらせていただきたいと思っております。

○山田委員

◎消防・消防団について

それでは、令和3年度各会計決算説明書から歳出についてお伺いいたします。

消防費に4億9,735万8,000円、前年度比で49.9%減です。この説明書から、今回、高機能消防指令センター機器更新事業費、機動力増強・近代化事業費、消防水利施設点検業務費、消防団員安全装備品等整備事業費、これらの消防費が縮減された中で、どうしてこのような項目で事業を行ったのか、理由と効果をお知らせください。

○（消防）総務課長

ただいま御質問にありました、四つの事業についてそれぞれ事業を行った理由と効果について御説明します。

初めに、高機能消防指令センター機器更新事業につきましては、この指令センターが運用を開始してから8年が経過しまして、機器の耐用年数を迎えること、そしてオペレーションシステムのサポートが終了することから更新が必要でありました。そのため事業費として計上したものでございます。本事業の効果といたしましては、機器の更新により高機能消防指令センターの安定した運用が可能となったほか、消防指令システムの機能強化が図られたものです。

次に、機動力増強・近代化事業ですが、老朽化した水槽付消防ポンプ自動車の更新を行ったものであり、更新に合わせ圧縮空気泡消火装置を搭載して、消防力の強化を図ったものでございます。

3点目、消防水利施設点検事業については、消防用水をためるため、地中に埋設しています防火水槽に減水が確認されたため、この防火水槽の安全性を確認することを目的に事業を行っております。専門技術者による点検の結果、コンクリート躯体の経年劣化による強度低下が判明したことから、陥没事故の防止などのため、閉塞工事を行うこととしたものです。

最後に、消防団員安全装備品等整備事業ですが、消防団が使用する小型消防ポンプが故障し、修理不能となったことから更新を行ったもので、この更新により消防団装備の強化を図ったものであります。

○山田委員

今4点お聞きしました。1点だけさらにお聞かせ願いたいのですが、消防水利施設、崖崩れだとか、陥没してはならないということで聞きましたが、この事業の工法、陥没しないようにするためにはどのような工事をしたのかお聞かせいただけますか。

○（消防）総務課長

今御質問がありました、工事につきましては、これから行うものでありますが、内容としましては、100立方メートルの水がたまる空間が地中にございますことから、これが地震等で崩落、崩れないようにするため、内部にエアームタルという素材を充填して陥没を防ごうとする工事を行うものでございます。

○山田委員

次に、新型コロナウイルス感染症対策関連事業についてお聞きします。

この消防職員感染防止対策事業費、また、消防職員感染症対策防寒衣整備事業費、これらの対策や整備の内容、また、同じく効果についてお知らせください。

○(消防) 総務課長

消防職員感染防止対策事業は、消防職員の新型コロナウイルス感染症感染防止のため、感染防止衣やN95マスクを購入したほか、救急車内等を除菌するためのオゾン発生器を各救急隊に配備したところであり、これらを活用することで、消防活動における職員の感染防止が図られたものと考えております。

消防職員感染症対策防寒衣整備事業につきましては、消防職員の消防活動中の感染防止を目的としたものであります。こちらは冬期間での活動の際に着用することも可能で、ナイロン素材であることから除菌等も容易であるなど、感染防止に効果があったものと考えております。

○山田委員

それでは、今お聞きした中で、感染防止対策事業費、オゾンを発生させるということですが、これを発生した後はどういう効果があるのですか。

○(消防) 総務課長

オゾン発生器につきましては、車両の内部や、一定の室内の空間等で機器を作動させることでオゾンを発生させ、このオゾンがウイルス等を除去すると、そういう効果がございますので、救急車内等細かい装置が多数あるようなところは、職員が細かく拭き取るよりも空間のウイルスを除去するほうが効果が高く、また効率化も図られるという、そういう機材でございます。

○山田委員

同じく、新型コロナウイルス感染症等患者移送車両整備事業費の導入後の活用について、感染防止の内容や延べ搬送人数をお知らせください。

○(消防) 総務課長

こちらの新型コロナウイルス感染症等患者移送車両整備事業につきましては、まずこの車両の感染防止の内容としまして、車両内の各座席を区画するためのビニール製カーテンの仕切り、オゾン発生器などを備えております。

また、これに乗車する職員の感染を防止するための防護服や、空気呼吸器等の資機材を積載しております。

延べ搬送人数につきましては現在のところ、多数傷病者が発生した事案が起こっていないため、搬送実績はございません。

○山田委員

それでは、質問を変えます。

第7次小樽市総合計画の中には、消防の現状と課題が記載されています。

市民に対して安全対策の周知や、防火意識の啓発など、安全・安心情報の発信を積極的に行っていく必要があり、救急、救助体制の充実も求められていると聞きます。

最初に、消防本部では2022年3月1日にツイッターを始めたと聞きます。ツイッターを導入した動機ときっかけについてお聞かせください。

○(消防) 徳田主幹

ツイッターを導入した理由につきましては、情報発信やコミュニケーションツールとして幅広い年代層に普及している利便性を生かし、災害情報など消防本部が発信する様々な情報を積極的に、かつ即時に発信することを目的として運用を開始したものです。

○山田委員

そういうことだと思いますけれども、このツイッターを投稿する人は誰がするのですか。

○（消防）徳田主幹

消防本部におきましては、このツイッターを運用するに当たり、運用の要綱を定めております。その中で消防本部が発信する様々な情報を各課の課長が承認の上、職員が発信することとしております。

○山田委員

本当にこういう情報も、火災情報がよくつながらないときにはやはり有効な手段だと私も思います。

それでは、第7次小樽市総合計画の施策の評価について、市民アンケート指標の目標数値を基準値より増と、このような記載があります。このアンケートについて、行ったのか、これからするのか、基準値より増とする理由についてお聞かせください。

○（消防）総務課長

初めにアンケートにつきましては、総務部企画政策室が2年に1回行っているものでありまして、直近では市民2,000人を対象として令和3年5月に行われており、今回は令和5年に実施予定とのことであります。

続きまして、基準値より増と、これを目標値とする理由でございますが、市民の皆様にはアンケートを取った結果、消防体制が整っていると感じていただける市民が増えていることを目指すことであります。消防体制が整っていると感じていただける市民が増えているということになるので、消防本部が実施する各施策に対する評価が向上したと考えられるためであります。

○山田委員

次に、小樽市消防長期構想に触れてお聞きします。

警防体制の整備、火災予防の推進、救急救助体制の充実、消防団の強化などありますが、これらの状況をお知らせください。

○（消防）総務課長

御質問がありました、小樽市消防長期構想の四つの施策について、令和3年度までの状況を御説明します。

初めに警防体制の整備につきましては、圧縮空気泡消火装置を搭載した消防ポンプ自動車2台を導入して、手宮支署と朝里出張所に配備したほか、防火フードや空気呼吸器のマスクなど、隊員個々の装備を整備しております。

次に、火災予防の推進については、住宅防火対策の推進として住宅用火災警報器の設置促進と、防火対象物の消防法令違反の是正に例年同様に取り組んだほか、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、令和2年度は検査対象数の10%程度に抑制していた福祉施設等への立入検査を、3年度は感染防止対策を徹底した上で検査対象数の約50%に立入検査し、火災予防のための防火指導を行ったところでございます。

3点目の、救急救助体制の充実としましては、救急活動において、外国人や聴覚障害者との円滑なコミュニケーションを図るため、多言語音声翻訳アプリを使用するためのタブレット端末を導入するとともに、多言語通訳業務の委託を行ったところであります。

最後に、消防団の強化につきましては、主なものとして、減少傾向にある消防団員の確保に向け、機能別団員制度を創設したほか、休団制度の導入と退団年齢の引上げを実施したところです。また、小型ポンプ積載車の新規配置、老朽化した小型消防ポンプの更新を行うなど、整備の高度化を図るとともに、常備消防との消火救助活動等の合同訓練を継続的に実施し、連携強化に努めているところでございます。

○山田委員

それでは、最後に小樽市消防職員服務規程の書類の書式の中から何点かお聞きします。

業務日誌から、公物破損等届まで11種類あると聞きます。この中で様式第4号育児休業承認請求書、様式第5号職務に専念する義務の免除願、様式第11号公物破損等届、これらの様式はどのようなときに使用するもので、令和3年度中に使用された状況をお示しくください。

○(消防)総務課長

御質問のありました様式について説明させていただきます。まず、様式第4号の育児休業承認請求書は、消防職員が育児休業の承認を受けようとするとき、または育児休業の期間の延長を受けようとするときに消防長に提出する書類であります。令和3年度中の請求はありませんでした。

様式第5号の職務に専念する義務の免除願は、小樽市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき、研修受講などのために職務に専念する義務の免除の承認を消防長に求める書類であり、令和3年度中は14件の提出があり、全て承認されております。

様式第11号の公物破損等届は、消防職員が職務遂行上支給されている給与品や、貸与品などの破損、紛失、盗難等が発生した場合に、速やかに消防長に提出する書類であり、令和3年度中の届出はありませんでした。

○山田委員

1点だけ聞きます。育児休業承認請求書は、今回なしということなのですが、今、消防職員には女性の方もいらっしゃいます。やはりそういう方にもこういうものがある、こういうものを利用できるということで、周知について最後お聞きして、私の質問は終わりたいと思います。

○(消防)総務課長

こちらの書類の職員への周知ということでございますが、この書類だけを取り上げて積極的な周知というのはこれまで行っておりませんが、各種規程等は消防業務の通常の勤務の中で研修等を通じて行っておりますことから、職員については認識しているものと考えておりますが、改めて育児休業承認請求書等、こういう書類の使用の環境ですとか、こういうものを整えていくように努めてまいりたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。